

令和8年5月11日

第6回 キャッシュレス納付推進協議会 議事次第

令和8年5月11日(月)
10時30分～12時00分
(国税庁 第一会議室)

1. 開 会

2. 構成員のご紹介

3. 議 事

議事1 (採決)

- ・ 会則の変更(本会設置・構成員の追加)について

議事2 (報告)

- ・ キャッシュレス納付推進協議会における活動報告(令和6年5月～令和8年4月)

議事3 (意見交換)

- ・ 各構成員における今後取り組むべき事項等について

4. 閉 会

キャッシュレス納付推進協議会（活動報告）

（令和6年5月～令和8年4月）

令 和 8 年 5 月
キャッシュレス納付
推進協議会事務局

< 目 次 >

1. はじめに
2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等
3. キャッシュレス納付の現状
4. 活動報告

1. はじめに

2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等

3. キャッシュレス納付の現状

4. 活動報告

1. はじめに

- 国税当局では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和8年度までにキャッシュレス納付割合54%を目指して、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- 地方税当局においても、個人を取り巻くICT環境の変化等に対応するため、キャッシュレス納付手段の多様化や普及拡大を図るなど、各種施策に取り組んでいます。
- 現在、国税や地方税の納付は、金融機関や税務署、市町村等での窓口納付が大半を占めていますが、キャッシュレス納付の更なる推進のためには、納税者にキャッシュレス納付のメリットやその利用方法を知っていただくとともに、金融機関や税務署、市町村等が相互理解を深め、キャッシュレス納付の推進活動をより活性化させる必要があります。
- より多くの納税者がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実店できるように、関係機関が協力して取り組んでいくことが重要です。
- このため、キャッシュレス納付の課題や事業者のニーズの把握、取組方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど、各種施策の企画・立案を目的として、関係機関により「キャッシュレス納付推進協議会」を発足させ、協議を進めています。

1. はじめに

2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等

3. キャッシュレス納付の現状

4. 活動報告

2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等

1 設置目的

- キャッシュレス納付の推進に向けた課題や施策については、これまでも国、地方自治体、金融機関等で協議・検討を行ってきたが、キャッシュレス納付の更なる推進のため、これまで以上に各団体が連携・協調を図っていくことが重要。
- 協議会は、国、地方自治団体、金融機関等が連携して組織横断的な取組を進めるべく、キャッシュレス納付に関する課題や事業者ニーズを把握・共有し、対応方法を多角的かつ中長期的な視点で協議するとともに、具体的な施策の企画立案を行うことを目的として設置。

2 活動目的

- 協議会は、上記目的を達成するため、主に次に掲げる内容を協議。
 - ① キャッシュレス納付推進のための施策及び効果的な周知・広報に関する企画・立案
 - ② キャッシュレス納付を推進するに当たり解決すべき課題・問題点の共有
 - ③ 課題・問題に関する具体的な対応策及びその実施方法の検討
 - ④ その他、キャッシュレス納付に関して意見交換すべき事項

3 構成員

- 協議会の構成員は以下のとおり。
 - ・ 国税庁（管理運営課）、総務省（電子化推進室）、地方税共同機構（経営企画部）、金融庁（監督局総務課）、日本銀行（業務局総務課）、全国銀行協会（事務・決済システム部）、全国地方銀行協会（業務部）、第二地方銀行協会（業務部）、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

（注）構成員以外の官公庁・団体であっても、協議会の承認を得てオブザーバーとして参加することが可能

- なお、事務局は国税庁（管理運営課）が担う。

1. はじめに
2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等
- 3. キャッシュレス納付の現状**
4. 活動報告

3. キャッシュレス納付の現状 ～ キャッシュレス納付とは

定義

- 金融機関や税務署へ行かず、**非対面**で自宅やオフィス等から納付できる（**コンタクトレス**）
- 納付書を使用せず、**非書面**で領収証書の管理が不要となる（**ペーパーレス**）
- 現金を使用せず、**非現金**で納付できる（**キャッシュレス**）

納付手段

概要

個人の方

法人の方

1

ダイレクト納付

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法



2

インターネットバンキング等による納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法



3

振替納税

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落としにより納付する方法



4

クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法



5

スマホアプリ納付

e-Taxを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



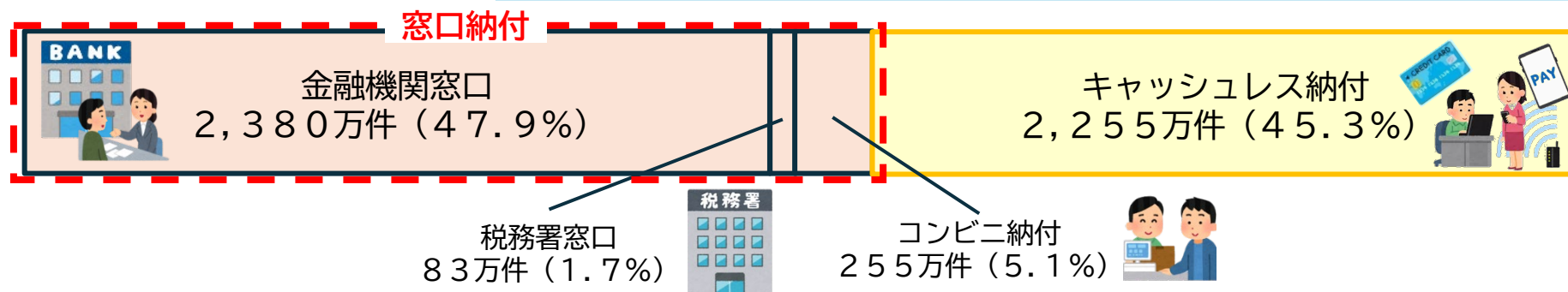
3. キャッシュレス納付の現状 ～ 国税の現状と課題

キャッシュレス納付割合の推移

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
窓口納付割合	64.1%	61.0%	54.7%	—	—
キャッシュレス納付割合	35.9%	39.0%	<u>45.3%</u>	50%	54%
内 源泉所得税	17.6%	21.3%	<u>27.0%</u>	31%	36%

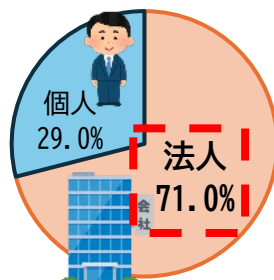
納付件数（令和6年度）

- 納付件数4,973万件のうち、2,718万件（54.7%）は窓口納付。
- 金融機関窓口はもとより、**窓口納付**をどのようにキャッシュレス納付へ移行していくかが課題



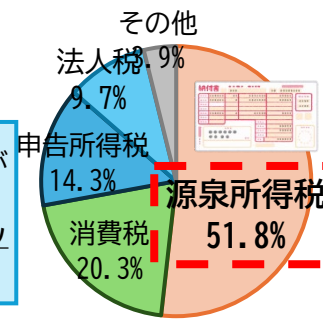
人格別割合

- 窓口納付では、法人による納付が約7割（71.0%）。
- **法人**にどのようにキャッシュレス納付を利用してもらうかが課題

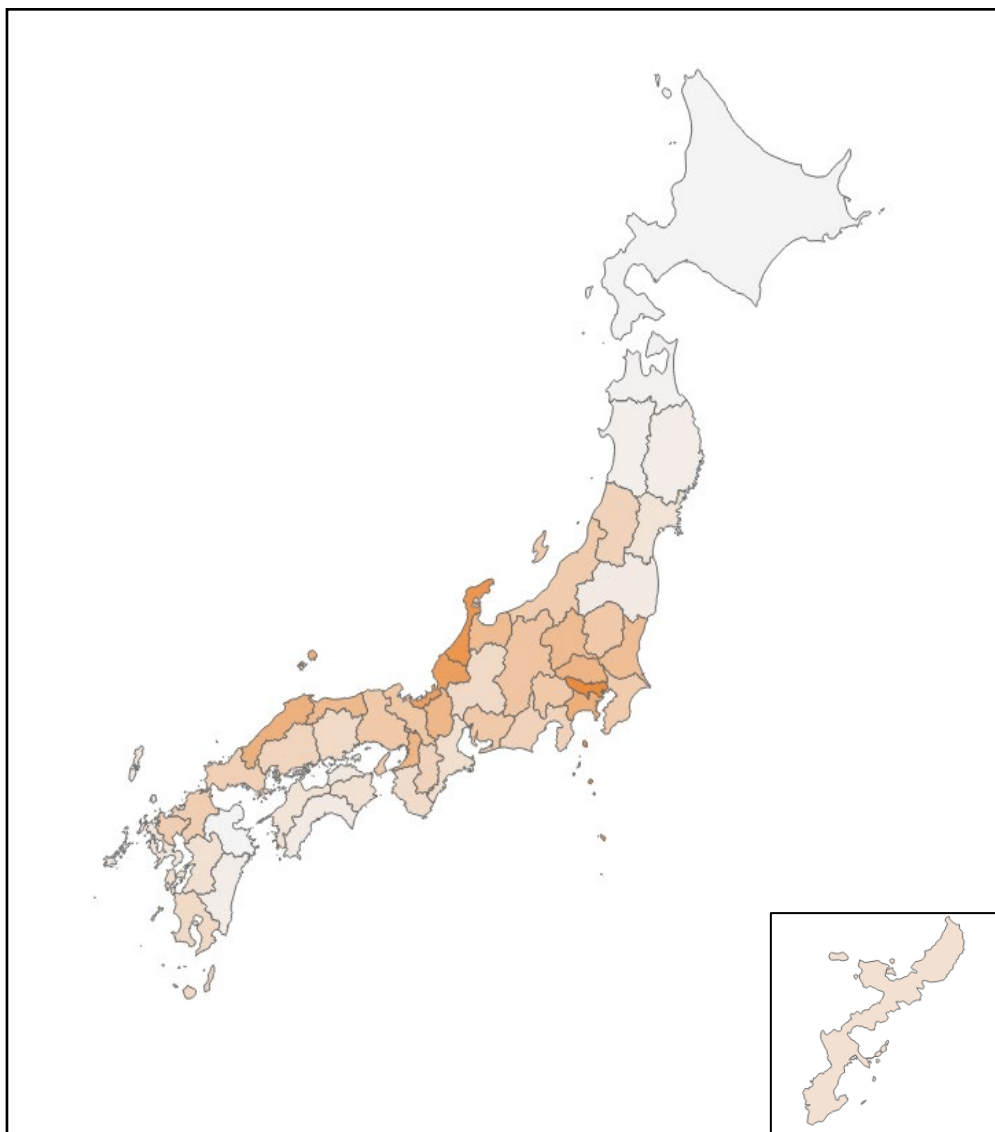


税目別割合

- 現状、窓口納付では、源泉所得税に係る納付が約5割（51.8%）。
- **源泉所得税**を納付する際に、どのようにキャッシュレス納付を利用してもらうかが課題



3. キャッシュレス納付の現状 ～ 国税の都道府県別キャッシュレス納付割合（令和7年度速報値）



低 高

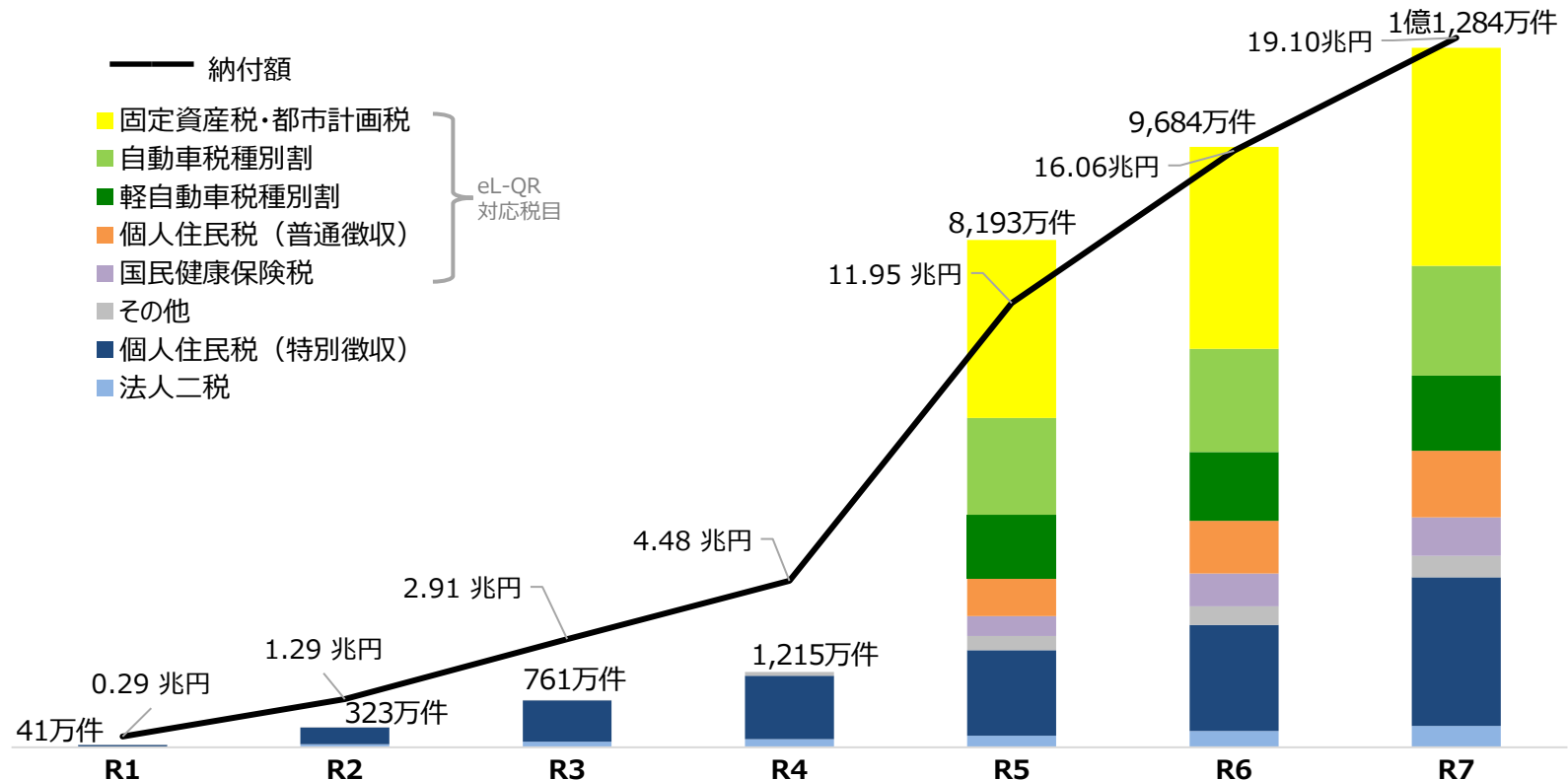
都道府県	割 合	都道府県	割 合
北 海 道	30.7% (+4.0%)	滋 賀 県	41.6% (+3.6%)
青 森 県	31.2% (+3.0%)	京 都 府	38.9% (+3.6%)
岩 手 県	32.0% (+2.5%)	大 阪 府	42.2% (+5.0%)
宮 城 県	33.7% (+3.0%)	兵 庫 県	38.5% (+3.4%)
秋 田 県	31.5% (+3.1%)	奈 良 県	36.6% (+2.8%)
山 形 県	36.7% (+2.0%)	和 歌 山 県	34.8% (+2.3%)
福 島 県	32.2% (+2.0%)	鳥 取 県	41.2% (+2.7%)
茨 城 県	40.3% (+1.5%)	島 根 県	43.2% (+1.5%)
栃 木 県	38.3% (+2.6%)	岡 山 県	35.2% (+2.3%)
群 馬 県	40.9% (+1.5%)	広 島 県	36.3% (+1.9%)
埼 玉 県	42.3% (+2.7%)	山 口 県	37.3% (+2.0%)
新 潟 県	38.1% (+3.9%)	徳 島 県	34.0% (+1.6%)
長 野 県	39.4% (+2.9%)	香 川 県	32.6% (+1.3%)
千 葉 県	38.1% (+2.6%)	愛 媛 県	33.6% (+1.3%)
東 京 都	50.6% (+4.9%)	高 知 県	32.2% (+1.6%)
神 奈 川 県	43.6% (+3.5%)	福 岡 県	37.3% (+3.3%)
山 梨 県	38.3% (+2.5%)	佐 賀 県	37.4% (+2.5%)
富 山 県	41.0% (+3.1%)	長 崎 県	33.3% (+1.5%)
石 川 県	48.1% (+3.4%)	熊 本 県	34.1% (+3.1%)
福 井 県	46.7% (+5.8%)	大 分 県	30.4% (+2.5%)
岐 阜 県	35.3% (+1.8%)	宮 崎 県	31.8% (+2.9%)
静 岡 県	36.5% (+2.0%)	鹿 児 島 県	35.5% (+2.7%)
愛 知 県	38.2% (+2.5%)	沖 縄 県	34.0% (+1.9%)
三 重 県	34.6% (+1.7%)	総 計	40.6% (+3.4%)

(注) 1 都道府県別のキャッシュレス納付割合は、国税庁で把握する件数（他省庁等の取扱件数を除く）を基に算出

2 括弧内は令和6年度のキャッシュレス納付割合からの上昇ポイント

3. キャッシュレス納付の現状 ～ 地方税の納付に係るeLTAXの利用件数の推移（税目別）

- 地方税統一QRコード(eL-QR)導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度から利用件数、納付額ともに大幅に増加
- さらに令和7年度は、利用件数が1億1,284万件、納付額が19.10兆円となった



- 令和元年10月から、「地方税共通納税システム」(対象税目は法人二税、個人住民税(特別徴収)、事業所税)が稼働
- 令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割(金融三割)に対応
- 令和5年1月から、自動車税種別割・環境性能割(OSS)、軽自動車税環境性能割(OSS)に対応
- 令和5年4月から、eL-QR導入により、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
(これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応)
- 令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応
- 令和6年10月から、軽油引取税に対応

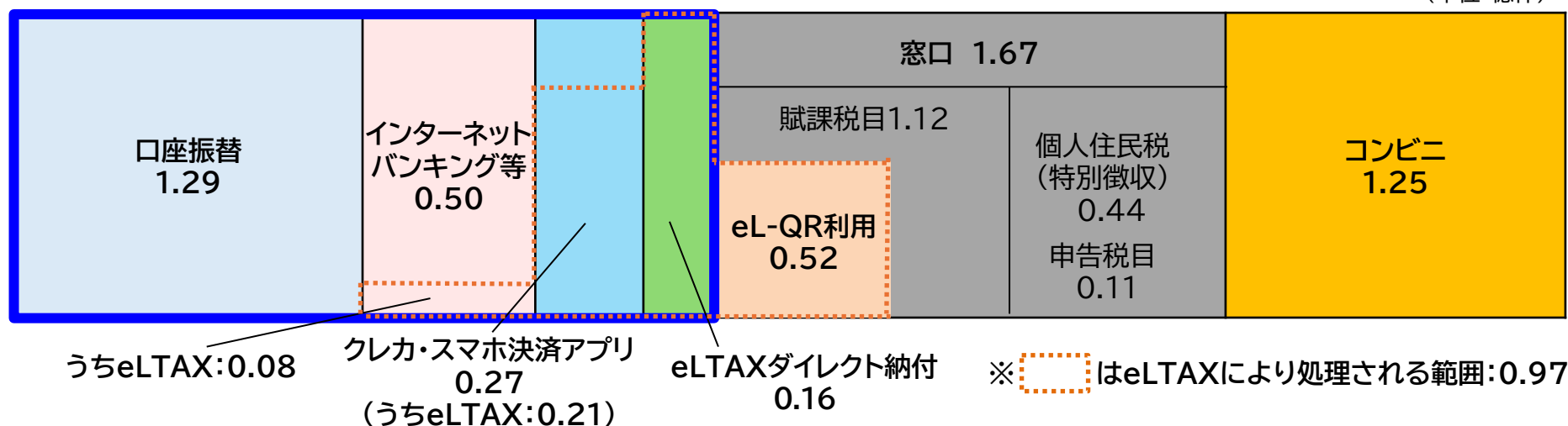
3. キャッシュレス納付の現状 ～ 地方税における納付手段の内訳（未定稿）

- 地方税の納付手段は、従来より、金融機関等の窓口収納の他、口座振替、コンビニ納付が活用されている。また、電子納付についても、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、eLTAXダイレクト納付等ができるよう、整備されている。
- 令和5年4月から地方税統一QRコード(eL-QR)の導入により、従来の金融機関等の窓口による収納においても、eL-QRによる事務処理ができるようになり、事務が簡素化・効率化している。

<主な地方税の納付の内訳のイメージ(令和6年度)>

約4割がキャッシュレス納付(下図の太枠部分)

(単位:億件)



注1 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」及び地方税共同機構「特定徴収金取扱件数」により集計。

注2 納付件数に地方消費税、鉱区税、鉱産税等は含まれていない

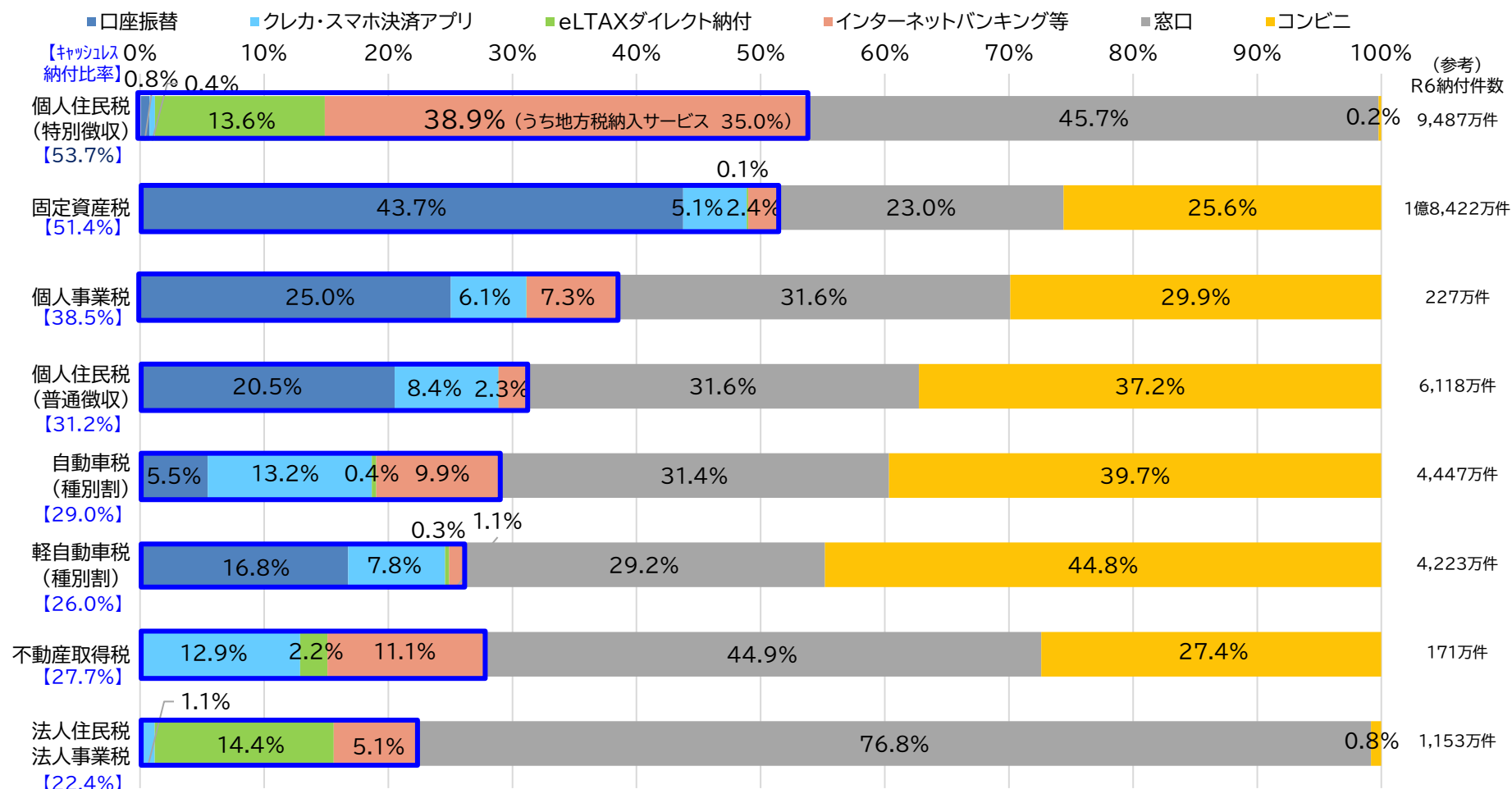
注3 賦課税目の件数は、個人住民税(特別徴収)以外の賦課税目の件数

注4 賦課税目で窓口納付されている1.12億件には、eL-QRは印字されているもののeLTAX処理されない納付(ゆうちょ銀行のカク公納付書(ゆうちょ銀行と地方団体の間で直接処理)、今後eL-QR対応予定の金融機関であるJF系統金融機関等での納付)を含む

注5 「インターネットバンキング等」0.50億件には、金融機関が提供するインターネットバンキング等のサービス(多くの金融機関において、「地方税納入サービス」の名称で提供されているサービス)による納付件数0.33億件を含む。同納付件数は、総務省「個人住民税(特別徴収)における「地方税納入サービス」等の利用件数に係る調査(令和7年10月)」より

3. キャッシュレス納付の現状 ～ 主な地方税におけるキャッシュレス納付比率（令和6年度・税目別）

○ 口座振替が活用しやすい税目（固定資産税等）はキャッシュレス納付比率が高く、法人住民税・法人事業税は低位



※ R6納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」及び地方税共同機構「特定徴収金取扱件数」により集計。

※ 個人住民税（特別徴収）は、金融機関が提供するインターネットバンキング等のサービス（いわゆる地方税納入サービス）による納付（35.0%）を含む。同納付件数は、総務省「個人住民税（特別徴収）における「地方税納入サービス」等の利用件数に係る調査（令和7年10月）」より

1. はじめに
2. キャッシュレス納付推進協議会の設置目的等
3. キャッシュレス納付の現状
- 4. 活動報告**

4. 活動報告 ～ 推進協議会の活動内容

開催	開催日	議題	説明者	区分
第1回	令和6年9月12日	キャッシュレス納付推進協議会について	国税庁	説明
		ダイレクト納付利便性向上策について	国税庁	説明・意見交換
第2回	令和7年1月28日	キャッシュレス推進デーについて	国税庁	説明
		源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー	国税庁	説明
		広報誌の紹介について	日本銀行	説明
		e-Tax、eLTAXに関する顧客からの声・要望の紹介について	全国銀行協会	説明
		地方銀行におけるキャッシュレス納付推進の取組について	全国地方銀行協会	説明
		口座振替について	総務省	説明・意見交換
第3回	令和7年5月30日	2024年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果について	日本銀行	説明
		源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーに関する意見等について	国税庁	説明
		都道府県別キャッシュレス納付割合の状況に関する要因等について	国税庁	説明・意見交換
		<u>本協議会構成員のSNSアカウント等を用いて同時期に電子納税をPRする施策について</u>	全国地方銀行協会	説明・意見交換
第4回	令和7年9月30日	源泉所得税のキャッシュレス納付割合の設定・公表について	国税庁	説明
		関係団体等と連携・協調した取組について	国税庁	説明
		SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策	全国地方銀行協会	説明・意見交換
		手順手順の見直しによる業務の効率化	国税庁	説明・意見交換
第5回	令和8年1月20日	SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策の実施内容	国税庁	説明・意見交換
		キャッシュレス納付推進協議会における本会の設置	国税庁	説明・意見交換
		国税庁ホームページにおけるキャッシュレス納付関係ページの見直し	国税庁	説明・意見交換
		関係団体等との連携強化	国税庁	説明
		手順手順の見直しによる業務の効率化	国税庁	説明

(注) 太文字・下線のある議題は構成員の傘下まで周知した施策等

4. 活動報告 ～ キャッシュレス推進デー

キャッシュレス推進デー

「推進デー」はこちら



- 令和7年4月以降、一部の税務署において、窓口の現金領収事務を減らす取組を試行的に実施しており、その日を「キャッシュレス推進デー」と定めています。
- 納税者をキャッシュレス納付に誘導し易い環境を作ることで、キャッシュレス納付の増加を目指しています。
- キャッシュレス推進デーの設定日や取組は、試行する税務署に応じて異なります。

概要

キャッシュレス推進デーってどんな日なの？

☞ 例えば、特定の曜日(例:月・水・木)、10日(源泉納付日)や月末、確定申告期間などの特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、この日については、通常日以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れて、キャッシュレス納付を知ってもらったり、利用していただく日です。

キャッシュレス推進デーには何をするの？

☞ 例えば、キャッシュレス納付を行うためのマニュアルを交付し、ご自分でキャッシュレス納付を行ってもらったり、お持ちのスマートフォンなどを利用してキャッシュレス納付を行う際に職員がお手伝いすることで、実際にキャッシュレス納付を体験していただきます。また、キャッシュレス納付を行えない方も、キャッシュレス納付を行うための事前の手続きをしてもらったり、税務署のパソコンを利用して、ダイレクト納付の疑似体験等を行ってもらいます。

キャッシュレス推進デーは税務署での領収を行わないの？

☞ キャッシュレス推進デーは、納税者の理解が前提となる協力依頼ベースの取組であるため、キャッシュレス納付が行えない納税者や現金領収の要望がある納税者に対しては、これまでどおり税務署窓口における現金領収を実施します。

お願い

社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及させていくためには、国税当局だけでなく、地方自治体、関係民間団体及び金融機関の方々のご協力をいただきながら、地域全体で進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」の下、協同でキャッシュレス納付の利用勧奨を実施していただくなど、皆様におかれましても、**キャッシュレス推進デー**を盛り上げていただけるようにご協力をお願いします。

4. 活動報告 ～ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

「体験ツール」はこちら

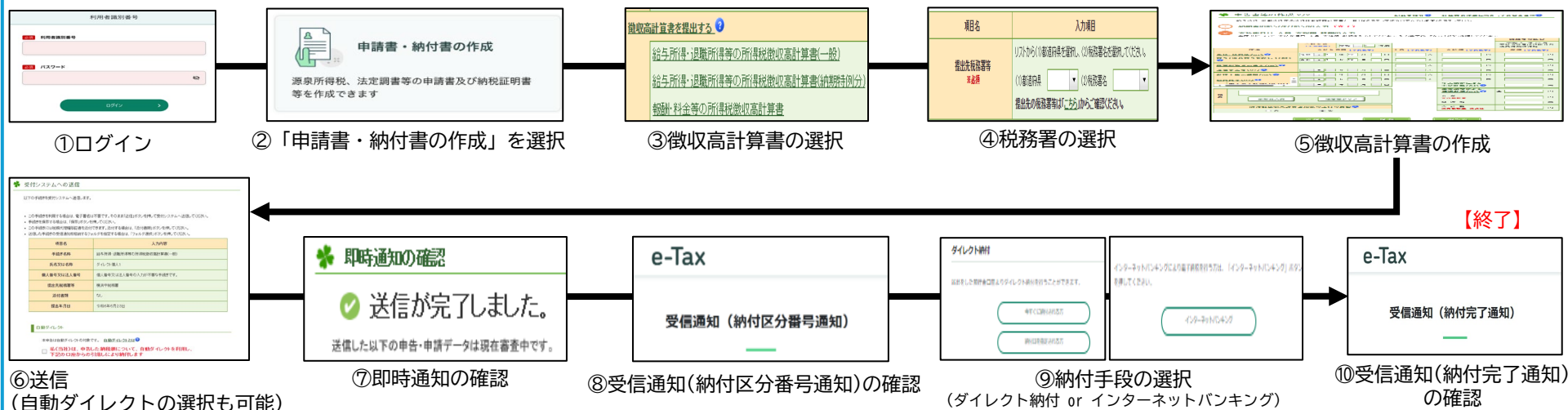


○ e-Taxソフト(Web版)と同様の画面操作を用いて、

- ・ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用及び納期特例用）及び
- ・ 報酬・料金等の所得税徴収高計算書

について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の**一連の流れ**を体験することができるツールです。

一連の流れ



源泉所得税のキャッシュレス納付をぜひ体験してください！

4. 活動報告 ～ 官民共同によるキャッシュレス納付推進のPR活動

2026年1月16日

キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同PRの実施について ～官民の関係者が初の共同PRを展開～

国税庁は、キャッシュレス納付推進協議会の構成員である総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PRを開始いたしました。

第一弾は、源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。

第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

一キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取り組み方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的に、上記の官民の関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取り組みです。

官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをPRするのは全国規模で初めての取り組みであり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを目的としています。

<国税庁ソーシャルメディア>

- ・X（旧Twitter）公式アカウント [@NTA_Japan](#)（外部サイト：X）（別ウィンドウ）
- ・LINE 公式アカウント [国税庁LINE 公式アカウント](#)（外部サイト：LINE）（別ウィンドウ）
- ・YouTube 公式アカウント [ntachannel](#)（外部サイト：YouTube）（別ウィンドウ）

国税庁は、今後も関係省庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（官民共同によるキャッシュレス納付のPR広報）

- ・ 国税庁においては、X（旧Twitter）とLINEで配信
- ・ 構成員と相互にポスト・リポストすることで、Xの閲覧履歴等が増加

【国税庁ホームページ】

新着情報

トピックス	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
令和8年1月19日	【酒類事業者向け】「酒類業振興支援事業費補助金」の募集の開始				
令和8年1月16日	官民共同でキャッシュレス納付をPR（PDF/290KB）				
令和7年1月5日	税務相談チャットボットで所得税（令和7年分）の相談を開始しました				
令和7年1月5日					
令和7年12月16日					

表示件数 1 - 5

2026年1月16日

キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同PRの実施について
～官民の関係者が初の共同PRを展開～

国税庁は、キャッシュレス納付推進協議会の構成員である総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PRを開始いたしました。

第一弾は、源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。

第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

——キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取り組み方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的に、上記の官民の関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取組みです。

官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをPRするのは全国規模で初めての取り組みであり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを目的としています。

<国税庁ソーシャルメディア>

- ・ X（旧Twitter） 公式アカウント [@NTA_Japan](#)（外部サイト：X）（別ウィンドウ）
- ・ LINE 公式アカウント [国税庁LINE公式アカウント](#)（外部サイト：LINE）（別ウィンドウ）
- ・ YouTube 公式アカウント [ntachannel](#)（外部サイト：YouTube）（別ウィンドウ）

国税庁は、今後も関係省庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

【国税庁の取組】

- 1 配信日時
令和8年1月16日（金）午前10時
- 2 配信媒体
X（旧Twitter）、LINE
- 3 投稿内容

国税庁 @NTA_Japan · 2時間

#キャッシュレス納付 始めませんか？

#所得税・#住民税の納付は、金融機関等の窓口に行かなくても、自宅やオフィスでスマート完結♪

詳細は動画をチェック👉
youtube.com/watch?v=vtIAaz...
youtube.com/watch?v=WuBmqS...
国税庁ホームページ▼
nta.go.jp/taxes/nozel/an...

#確定申告 #eTax #eLTAX



3 11 16 7,205

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（国税庁ホームページの見直し）

- これまでバラバラに掲載していた国税のキャッシュレス納付にかかる各種取組を一つのページに集約
- 各国税局（事務所）における取組等のサイトページへ案内やキャッシュレス推進協議会の構成員のサイトも案内

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

Google 検索

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 ▶ 使用方法 ▶ 利用各別に調べる ▶ サイトマップ ▶ 音声読み上げツール起動

ホーム 税の情報・手続・用紙 ▶ 刊行物等 ▶ 法令等 ▶ お知らせ ▶ 国税庁等について ▶

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 納税・納税証明書手続

納税・納税証明書手続

納付書の事前送付に関するお知らせ

令和6年5月以降に送付する分からは、納付書の事前送付を取りやめることとしております。詳しくはこちら。

納税に関する総合案内

納税に関する総合案内では、キャッシュレス納付などの各種納付手続のほか、計画的な納税の方法、納税が困難な場合の相談窓口など、納税に関する様々な情報をご案内しています。

納税に関する総合案内

キャッシュレス納付の推進に向けた取組

- 国税庁の取組について
- 「キャッシュレス納付推進宣言式」の開催等について
- 「キャッシュレス推進デー」の実施について

税の情報・手続・用紙

税について調べる

申告手続・用紙

納税・納税証明書手続

- 納税に関する総合案内
- 納税証明書
- 延納・物納申請等
- 延滞税

税理士に関する情報

お酒に関する情報

税の学習コーナー

国税庁の取組について

国税のキャッシュレス納付割合

手段・人格・税目別割合

- 令和6年度 (PDF/654KB)
- 令和5年度 (PDF/626KB)
- 令和4年度 (PDF/172KB)

都道府県別割合

- 令和6年度 (PDF/379KB)
- 令和5年度 (PDF/242KB)
- 令和4年度 (PDF/234KB)

キャッシュレス納付推進協議会の活動

国税庁では、総務省・地方税共同機構・金融庁・日本銀行・全国銀行協会・全国地方銀行協会・第2地方銀行協会の関係者と「キャッシュレス納付推進協議会」を発足させ、キャッシュレス納付の課題や事業者のニーズの把握、取組方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど、各種施策の企画・立案を行っています。

キャッシュレス納付推進協議会

- 第4回 キャッシュレス納付推進協議会（令和7年9月30日） [資料 \(PDF/1,922KB\)](#)
- 第3回 キャッシュレス納付推進協議会（令和7年5月30日） [資料 \(PDF/4,279KB\)](#)
- 第2回 キャッシュレス納付推進協議会（令和7年1月28日） [資料 \(PDF/5,970KB\)](#)
- 第1回 キャッシュレス納付推進協議会（令和6年9月12日）

官民共同によるキャッシュレス納付推進のP.R活動

「キャッシュレス納付推進協議会」は、令和8年1月にSNSを活用した共同P.Rを実施しました。次回は、令和8年5月に実施する予定です。

- キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同P.Rの実施について～官民の関係者が初の共同P.Rを展開～ (PDF/290KB)

国税局・国税事務所の取組

各国税局・国税事務所におけるキャッシュレス納付に関するリンク先は以下のとおりです。

- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- 熊本国税局
- 沖縄国税事務所

キャッシュレス納付の取組における関係機関のサイト

関係機関におけるキャッシュレス納付の取組に関するサイトはリンク先のとおりです。

- 総務省（外部サイト）
- 地方税務手続の電子化
- 地方税共同機構（外部サイト）
- 地方税お支払サイト
- お支払納付とは
- Youtube公式チャンネルへe-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付～
- 金融庁（外部サイト）
- キャッシュレス納付推進活動について
- 日本銀行（外部サイト）
- 国庫金事務のデジタル化
- 全国地方銀行協会（外部サイト）
- キャッシュレス納付推進

納税・納税証明書に関するリーフレット

- 納税・納税証明書に関するリーフレット

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

- 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（金融機関との連携した取組み ショート動画・セミナー）

- 無人A T M店舗等においてキャッシュレス納付の実施方法のショート動画の放映や金融機関と共同で電子納税セミナーを開催



銀行A T Mコーナーでのショート動画の放映

金融機関のA T Mコーナーに設置されたモニターで、国税局が作成したキャッシュレス納付のショート動画を放映し、列に並んだ顧客の待ち時間を利用し、国税の納付手段をアピール

銀行との共同セミナーの実施

金融機関（三菱UFJ銀行）・地方自治体（東京都）と共同で、国税・地方税の電子納税導入のためのセミナーを開催し、金融機関窓口で納付している顧客をキャッシュレス納付に誘導

ご好評につき内容更新し配信

電子納税導入セミナー2026

「国税・地方税の
キャッシュレス納付」

【セクション1】
国税(e-Tax)のキャッシュレス納付
講師：東京国税局

【セクション2】
地方税(eLTAX)のキャッシュレス納付
講師：東京都主税局

三菱UFJ銀行

参加費
無料

世界が進むチカラになる。
MUFG

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（金融機関との連携した取組み キャッシュレス推進デー）

- 「キャッシュレス推進デー」に、金融機関に職員を派遣し、キャッシュレス体験コーナーを活用して窓口での利用勧奨を実施



令和7年8月8日（金）9時～15時の間、大分銀行別府支店内に特設ブースを設置。また、近隣支店の来客状況から、北浜支店と石垣支店にも急ぎ、臨時でブースを設置し、源泉所得税を納付するために来店した納税者に対し声掛けを行いました。

別府税務署

取組はニュースで放送され、さらに新聞にも掲載されました！



大分税務署

令和7年7月10日（木）9時～15時の間、大分銀行本店に特設ブースを設置し、源泉所得税を納付するために来店した納税者に対し声掛けを行いました。



4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（金融機関との連携した取組み 宣言式の実施）

- ・ 福島県では、東邦銀行の全面的な協力のもと、福島県キャッシュレス納付推進共同宣言を実施
- ・ 宣言に先がけ、福島県福島市出身で全国的な知名度を持つ「力士・大波兄弟（若隆景関、若元春関）」を「キャッシュレス納付推進大使」として委嘱

簡単・便利な
キャッシュレス納付

決まり手は
キャッシュレス納付!

若隆景関
若元春関
福島県キャッシュレス納付推進大使

01 ダイレクト納付
(e-Tax・TAXによる口座振替)
事前に届出をした預貯金口座から、口座振替により納付できます。

02 インターネットバンキングや
ATMで納付
事前に納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

03 クレジットカード納付
インターネットを利用して「納税クレジットカード」を
支払サイトから納付できます。

04 スマホアプリ納付
「国税e-Tax」アプリから、スマホ
アプリ決済を利用して納付できます。

福島県キャッシュレス納付推進協議会



新聞3紙・テレビ2局報道



YouTube【福島税務署】
福島県キャッシュレス
納付推進大使委嘱式

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（自治体との連携した取組み 宮城県との連携）

【取組事例】

- ① 宮城県から、県内各市町村のeLTAXダイレクト納付及び国税のキャッシュレス納付の利用拡大について、連携して積極的に取り組んでいく旨の前向きな回答あり
- ② 令和7年9月に、宮城県から市町村に対し、実態調査を実施
- ③ 実態調査の状況を確認後、令和7年12月に宮城県から市町村に対し、協力依頼文書を発出
- ④ 宮城県からダイレクト納付の利用開始届出書提出（令和8年3月納付分から利用予定）

＜市町村宛協力依頼文＞

（電子メール施行）

市町村第643号
令和7年12月12日

各市町村長 殿
（税務担当課扱い）

宮城県総務部長
（公印省略）

貴団体職員に係る個人住民税（特別徴収分）のeLTAXダイレクト納付の利用推進について（依頼）

本県の税務行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、9月に照会させていただきました「貴団体職員に係る個人住民税（特別徴収分）のeLTAXダイレクト納付の利用状況について（以下「意向調査」）」については、多忙なところ、御協力いただきありがとうございました。

県としては、当該意向調査及び下記1の理由を踏まえ、各市町村と連携して職員に係る個人住民税のeLTAXダイレクト納付への移行を推進できればと考えており、各市町村におかれましても積極的な検討・取組をお願いいたします。

なお、今後の推進施策の参考としたいので、御多忙のところ大変恐縮ですが、本趣旨に御賛同いただける場合の利用開始に向けたスケジュール等について下記2により御回答をお願いいたします。

記

1 職員の個人住民税のeLTAXダイレクト納付を推進する理由について

- （1）各地方団体の職員に係る個人住民税（特別徴収分）の納付については、総務省から納付事務及び収納事務の効率化に向けeLTAXを積極的に利用するよう要請されている（次頁参考①参照）。
- （2）令和6年4月に、宮城県と県内35市町村、経済団体、金融機関などが共同で「みやぎキャッシュレス納付推進宣言」を行ったところであり、金融機関等と協力しながら、キャッシュレス納付の更なる推進に取り組んでいくこととしていること（次頁参考②参照）。
- （3）eLTAXダイレクト納付を利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化、手数料負担の軽減に繋がる可能性が高いこと。

2 利用開始に向けたスケジュール等の照会について

- （1）回答様式 別添調査票のとおり
- （2）回答期限 令和8年1月16日（金）
- （3）回答方法 コネミヤ回答アプリ
【令和7年度】各種調査 回答アプリ <https://connect-miyagi.cybozu.com/t/952/>
- （4）留意事項等
 - ① 回答については、貴課において給与担当課等関係部署等と調整の上、御回答願います。
 - ② 回答内容は必要に応じて県の関係課や県内市町村と共有することがありますので、あらかじめ御了承願います。

3 その他

- （1）eLTAXダイレクト納付のメリット及び納付までの流れ等については、別添資料を参照願います。
- （2）eLTAXダイレクト納付への移行にあたっては、意向調査において財務関係規定の改正などを課題としている団体がありますが、移行にあたり助言等を要する場合は、下記担当あて遠慮なく御相談願います。
- （3）総務省からは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の積極的な利用も要請されており、利用により源泉所得税に関する事務の効率化に繋がることから、eLTAXダイレクト納付の利用に併せてe-Taxの利用も御検討ください（次頁参考③参照）。

担 当：財政調整班 萩原
電 話：022-211-2331
E-mail：s-zaisei3@pref.miyagi.lg.jp

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（地域一体での取組み プロジェクトの発足①）

ふくおかキャッシュレス納付推進プロジェクト



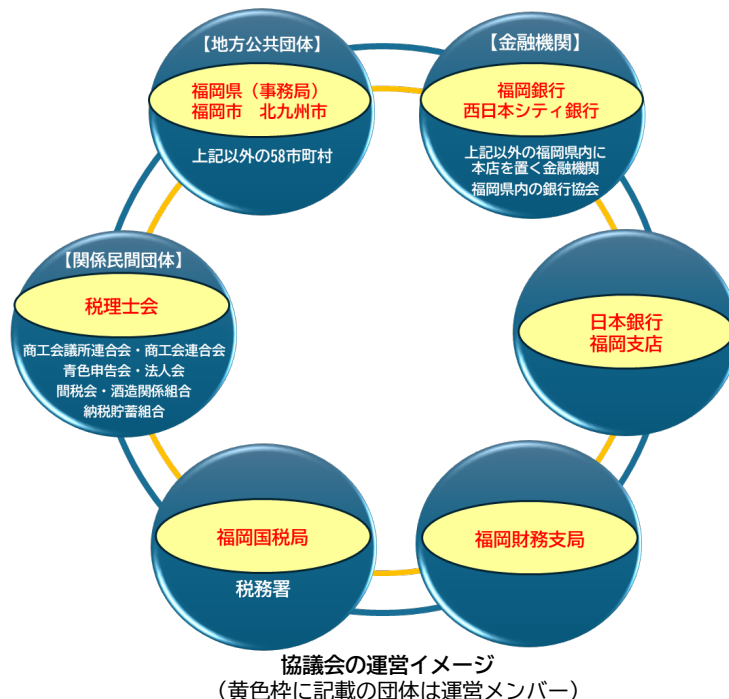
福岡県キャッシュレス納付推進宣言式
(令和8年2月10日(火)開催)

福岡財務支局との連携

- ◆ 金融機関への連絡窓口
→ 各種メール等の展開、プロジェクト参加呼び掛けのWEB説明会の共同開催
- ◆ 金融機関の取組の取りまとめ等



←式典の様子の動画をXへ投稿
(リンク先：国税庁Xアカウント)



福岡県キャッシュレス納付推進宣言
－ 納税を もっと ラクに スマートに －

＝ 納税をもっとラクにスマートに ＝

社会全体のデジタル化は、県民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

福岡県において、国・地方公共団体・金融機関・民間団体が連携の上、県民・事業者の皆様の利便性向上を図るため、「移動時間」も「待ち時間」もかからないキャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデジタル化の促進及び社会的コスト削減の実現を目指します。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及・利用促進に向け、共同して推進することを宣言します。

令和8年2月10日

【宣言者】

[illegible]

112 固体

税金の納付は

キャッシュレスで
もっとラクにスマートに

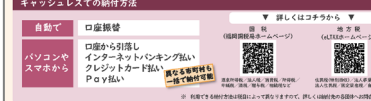
こんな経験ありませんか？



／キャッシュレス納付なら／



キャッシュレスでの納付方法



ふくおかキャッシュレス納付推進プロジェクト

[illegible]

4. 活動報告 ～ ①国税庁における取組み（地域一体での取組み プロジェクトの発足②）

CaPTa（キャッシュレス推進高松ワーキンググループ）で「香川県のキャッシュレス納付率日本一を目指す」目標を設定



〈キャッシュレス納付推進プロジェクト発足式〉



〈香川短期大学及び制作担当学生への感謝状贈呈〉

【CaPTa構成メンバー】

- ・高松税務署 ・高松市
- ・香川銀行 ・四国税理士会高松支部
- ・香川県 ・百十四銀行
- ・高松信用金庫 ・高松法人会

【オブザーバー】

- ・日本銀行高松支店
- ・高松国税局

1 キャッシュレス納付推進プロジェクト発足式（R7.11.20）

- ① 目標： 2032年度に香川県のキャッシュレス納付率日本一を目指す
- ② 香川県「キャッシュレス納付率日本一へ」官民一体で働きかけ強化
- ③ 香川短期大学の学生が作成したキャラクターを広報資材として採用

2 キャッシュレス納付推進プロジェクトの主な取組

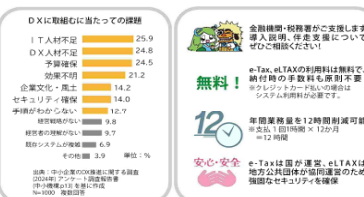
- ① キャッシュレス納付率日本一達成のため、年間2,000社の利用を目指す
- ② チラシ・ポスターに主催者としてCaPTa名義を使用、メンバーを記載
- ③ 百十四銀行が独自にeLTaxダイレクト納付説明動画を作成
- ④ 香川県が県職員の源泉所得税及び個人住民税（特徴分）について、ダイレクト納付を導入、県下の市町に対しても導入を依頼

など



e-Tax・eLTAXでの電子申告・納税は、デジタル化の「はじめの一歩」として最適です

- ・ 中小企業が抱えるDXの課題は、人材不足等7項目で全体の8割を占めています。
- ・ e-Tax・eLTAXには、金融機関や税務署によるサポート、利用料無料など、メリットがたくさんあります！



ご不明な点は、金融機関・税務署までお気軽にお問い合わせください
また、公式HP（よくある質問）や説明動画もぜひご覧ください

国税・e-Tax

e-Tax・eLTAXヘルプデスク
ナビダイヤル 0570-01-5901
※休日は及び12月29日～1月3日を除く。
※ナビダイヤルが使用できないとき 03-5638-5171

地方税・eLTAX

eLTAXヘルプデスク
ナビダイヤル 0570-081459
※休日は及び12月29日～1月3日を除く。
※ナビダイヤルが使用できないとき 03-6745-0720

e-Tax
ホームページ
よくある質問

金融・源泉所得税
キャッシュレス
納付説明動画

eLTAX
ホームページ
よくある質問

金融・地方税の
ダイレクト納付

〈香川短期大学の学生が作成したキャラクターの広報資材〉

4. 活動報告 ～ ②総務省における取組み

- 「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を踏まえ、地方自治体へキャッシュレス納付の推進を依頼(令和8年1月21日 自治税務局事務連絡)。

【令和8年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について [抄]】

令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしており、これに合わせ、次の取組を進めていただきたいこと。

- ・ **法人二税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)**については、**eLTAXダイレクト納付**の利用促進に取り組むこと。
また、各地方団体においては、**職員に係る源泉所得税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)**の納付について、**e-Tax及びeLTAX**を利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、給与担当課と連携し、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。
- ・ **確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則eL-QRの印字を行っていただきたいこと。**その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。
具体的には、個人住民税(普通徴収)・国民健康保険税は、多くの団体で対応が進んでおり、**未対応の団体は早期にeL-QRの活用を検討いただきたいこと。**
また、現在未対応の市町村が多い**個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)**の督促分、**法人市町村民税・事業所税の督促分等**についても、**積極的な検討をお願いしたいこと。**
(中略)加えて、従来からの**口座振替の活用促進**についても取り組むこと。
- ・ こうした取組に当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機関、税理士会や青色申告会等の関係民間団体等が連携して取組を進めることが有効と考えられるため、これらの組織が参画した**各都道府県単位での協議体の設置など連携体制の整備**を併せて進めること。

4. 活動報告 ～ ③地方税共同機構における取組み（キャッシュレス納付のPR広報）

- 令和8年4月定期賦課及び同9月の公金収納開始を見据え、地方団体が幅広い機会・手法で周知が可能となるよう、令和7年12月に利便性周知動画・行動変容促進動画の2本の動画を作成
- 全地方団体をはじめ、関係団体（金融機関・日本税理士会連合会・経済団体）宛に、動画を活用した広報協力を依頼
- 令和8年2月9日～3月10日にかけて、自動車税・軽自動車税や固定資産税の納税義務者をターゲットにYoutube、TVer）へ広告出稿（約100万回再生）

eL-QR推進動画（利便性周知編）

STEP 1
スマホ決済アプリから
eL-QRを
読み取る

STEP 2
金額確認
支払を実行
納付完了！
※納付確認は画面からできます。
(領収証書は発行されません)

お支払サイトでは
✔クレジットカード
✔インターネットバンキング
で複数の納付書をまとめて納付もできます！
※クレジットカードの場合、IF-REGI 公金支払いサイトのシステム利用料がかかります。

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

eL-QR推進動画（行動変容編）

納付するため、雨の日に外出したり、忙しい中並んだり...
もうその必要はありません

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

【利便性周知編のポイント】

- eL-QRでのキャッシュレス納付（サービス）の認知を目的
- いつでもどこでも納付ができることを分かりやすく伝達

【行動変容編のポイント】

- 現在の行動（現金納付）との比較等により実際の利用につなげることを目的
- 悪天候の日の外出や並んだりすることなく、自宅等から簡単・便利に納付できることの比較を提示

【共通のポイント】

- 都道府県・市区町村から届いた納付書であることを明記し、安心して利用いただくこと

都道府県や
市区町村から届く
eL-QR付き納付書

※都道府県や市区町村からの納付書であることをご確認ください。

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

【YouTube（地方税共同機構公式アカウント）】
<https://www.youtube.com/@E5%9C%B0%E6%96%B9%E7%A8%8E%E5%85%B1%E5%90%8C%E6%A9%9F%E6%A7%8B/videos>

4. 活動報告 ～ ③地方税共同機構における取組み（キャッシュレス納付のP R広報）

- ・ 協議会での共同P Rの一環として、eLTAXサイトでお知らせを発信

【eLTAXサイト】 発信日 令和8年1月9日(金)



お知らせ

一覧はこちら

トピックス

2026/04/07

- 【認証局メンテナンス】4月10日 株式会社帝国データバンクのメンテナンスのお知らせ

お知らせ

登録されている記事は170件です。

2026年度	2025年度	2024年度
2026/01/14	➡ 【認証局メンテナンス】1月16日 株式会社帝国データバンクのメンテナンスのお知らせ	
2026/01/09	➡ キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同P Rの実施について	
2026/01/06	➡ PCdesk Next及びデータ作成支援ソフト（宿泊税）の改修について（更新）	
2026/01/05	➡ eLTAX・地方税共同機構を装ったメールやSMS、詐欺サイト等に御注意ください	

キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同P Rの実施について

2026/01/09

地方税共同機構は、キャッシュレス納付推進協議会（※）の構成員である国税庁、総務省、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同P Rを開始いたしました。

第一弾は、源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税、軽自動車税、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

（※）キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取組方法の協議、利用動向ツールや利用動向方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的に、上記の官民の関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付の推進は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取組です。官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをP Rするのは全国規模で初めての取組であり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを期待しております。

地方税共同機構は、今後も関係庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

地方税の申告・申請・納付には、ぜひ、eLTAXをご利用ください。

また、各地方団体から届いた納付通知書や納付票に、eL-QRが印刷されている場合は、「地方税お支払サイト」または「各種スマホ決済アプリ」から、ぜひ、簡単・便利なキャッシュレス納付をご利用ください。

< SNSでの発信内容 >

#キャッシュレス納付 始めませんか？

毎月10日は、所得税・住民税（特別徴収分）の納付時期です！

金融機関や税務署、市役所等の窓口に行かなくても、

キャッシュレス納付ならどこでもスマート完結♪

詳細はこちらの動画をチェック

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vtIAzhjvOU>

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqSoGTME>

#所得税 #住民税 #確定申告 #eTax #eLTAX



4. 活動報告 ～ ③地方税共同機構における取組み（ダイレクト納付促進リーフレット作成）

- 令和8年3月に、eLTAXダイレクト納付（個人住民税・特別徴収）リーフレットを作成し、地方団体に窓口での配布、ホームページ・公式SNSでの周知、管内金融機関と連携した広報等において積極的な活用を依頼
- また、個人住民税（特別徴収分）の納付について、管内の特別徴収義務者の方々に、eLTAXダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付を普及させていくため、庁内商工部門と連携いただき、商工会議所連合会や商工会連合会等を通じた事業者への配付を依頼
- 国税庁と連携し、令和8年3月経済産業省・経済産業局長会議において、キャッシュレス納付推進のため、事業者に向けたリーフレットの配布等を依頼



【表面の作成ポイント】

- eLTAXダイレクト納付の特徴である「納付手数料無料」に加え、「複数の市区町村に一括手続きができること」「外出せずにオフィス・自宅から納付できること」等のeLTAXダイレクト納付を利用するメリットを記載
- その他、給与支払報告書の提出から特別徴収税額通知の受領、納付までをワンストップで完結する旨を掲載

【裏面の作成ポイント】

- 「eLTAXダイレクト納付を利用するうえで必要な手続き」「納付手続きのフロー」を掲載

4. 活動報告 ～ ③地方税共同機構における取組み（説明会等への職員派遣）

国税庁等と連携した説明会への職員派遣

事業者等向けキャッシュレス納付推進のため、金融機関職員を対象としたキャッシュレス納付の取組、eLTAX操作説明を国税庁と連携し、実施

派遣団体	内 容	参加者	派遣日
大阪国税局管内 奈良税務署	・キャッシュレス納付の推進 ・ダイレクト納付を中心としたeLTAX の操作説明 等	金融機関支店長 地方団体職員	1月16日 オンライン
名古屋国税局 東海財務局		金融機関収納窓口担当、渉外担当、 統括エリアマネージャー 等	1月16日 オンライン
大阪国税局		大阪府に本店を置く7信用金庫の職員 地方団体職員	3月11日 オンライン

経営・財務マネジメント強化学業(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)における職員派遣

目的: 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財務運営の質の向上を図る

内容: 支援分野(公営企業・第三セクター等の経営改革、地方公共団体のDX・GX、**地方税務行政のDX等**)

派遣団体	項 目	内 容	参加者	派遣日
栃木県 (市町村課)	eL-QRの利用促進 (公金)	「公金収納のデジタル化に係る研修会」 ・公金収納開始にあたっての留意事項等 ・公開仕様書、団体連動について 等	市町職員 56名 (公金・デジタル 担当)	9月24日
広島県 (税務課)	eLTAXダイレクト納付の 利用促進	「自団体職員の個人住民税特徴に係る利用促進」 ・ダイレクト納付切り替えのメリット ・財務規則に関する法的解釈 等	県・市町職員 29名 (税務課)	10月8日
兵庫県 (税務課)	eL-QRの利用促進	「eLTAX・eL-QR を活用したキャッシュレス納付推進」 ・広報資材を活用した利用促進 等	県・市町職員 118名 (税務課)	11月14日
山梨県 (市町村振興課)	eLTAXダイレクト納付の 利用促進	「自団体職員の個人住民税特徴に係る利用促進」 ・ダイレクト納付切り替えのメリット ・財務規則に関する法的解釈 等	市町村職員 46名 (税・給与担当)	12月2日

4. 活動報告 ～ ④日本銀行における取組み（キャッシュレス納付の周知に向けた活動）

- 日本銀行本支店において、これまで金融機関や事業者等に向けた講演・セミナーへの登壇等を通じたキャッシュレス納付の周知を実施。加えて、広報誌において国庫金のキャッシュレス納付推進の取組みを特集するなど、金融機関、事業者、納付者の各層への広報活動を進めてきた。
- 昨年度は、新たに全国各地に多数の顧客層を持つ政府系金融機関（日本政策金融公庫）に協力依頼を行い、同機関ではキャッシュレス納付推進の取組みを前向きに展開。

▽キャッシュレス納付推進に関する講演・セミナー（一部事例を抜粋）

金融機関向け講演・説明会

- 日本銀行各支店において各地域の地域金融機関の会合や国税局等主催の意見交換会等に参加し講演
- 日本銀行代理店引受金融機関への説明会を開催

事業者向け講演・セミナー

- 会計バンダー等主催の事業者向けセミナーに登壇し講演

▽政府系金融機関における取組み

- 日本政策金融公庫において、同公庫の顧客を対象にキャッシュレス納付の周知活動を実施したほか、顧客向け広報誌「中小企業だより」（2026年2月）にキャッシュレス納付推進に関する特集ページを掲載。

▽広報誌「にちぎん」（2024年12月）

FOCUS → BOJ 48

日本銀行業務局 総務課国庫業務企画グループの仕事

「推進宣言」

国庫金のキャッシュレス納付と

所得税や消費税、年金保険料といった「国庫金」のキャッシュレス納付が進んでいます。それによって、国庫金の削減など社会的コストを減らしていることから、日本銀行では、国税庁などの官庁や自治体、金融機関と連携して、さらなるキャッシュレス納付比率向上に向けた取り組みを行っています。二〇二四年五月には「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」もを行い、納付者・関係者に向けてその意義や利便性のアピールもしました。その推進に取り組みする業務局総務課国庫業務企画グループの活動や職員の思いを紹介しします。

社会的コストを大幅削減できる

個人・企業と国の間で生じる国庫金を扱う業務は、「政府の銀行」である日本銀行が担っています。その規模は、国から個人・企業への支払いが約二七億件、個人・企業から国への受入れは約一三億件と膨大です（二〇二三年度実績）。

その取り扱い、かつては日本銀行の本支店や代理店となる金融機関の窓口で現金で行われていましたが、二〇〇〇年に国庫金事務の電子化に着手し、二〇〇四年には国税や国民年金保険料の電子納付が実現しました。現在では、インターネットバンキングやATM等を利用して「ペイジー」と呼ばれる決済サービス、クレジットカード払い、スマートフォン決済アプリでの支払い（「ぎん払い」）など納付手段の選択肢が広がっています。

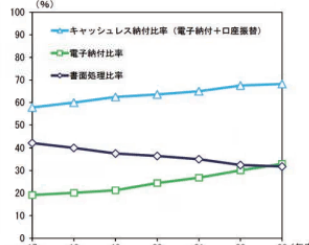
こうした着実な取り組みの結果、二〇二三年度では国庫金のキャッシュレス納付比率は六八・二％にまでなりました。ただし、国税に限らず、その比率は三九％にとどまるなど課題も見えています。また、交通反現金も、依然現金納付が中心です。

キャッシュレス納付のメリット

	キャッシュレス納付	現金納付
	ダイレクト納付※ インターネットバンキング クレジットカード納付 スマホアプリ納付	窓口納付 コンビニ納付
時間	都合の良い時に	営業時間内で終了
場所	自宅やオフィスから	金融機関 税務署 コンビニ
手間	簡単な操作で完了	書類の作成・移動・待ち時間

※e-Taxを通じた口座振替（振込口座の登録や納付日の指定も可能）。

電子納付比率



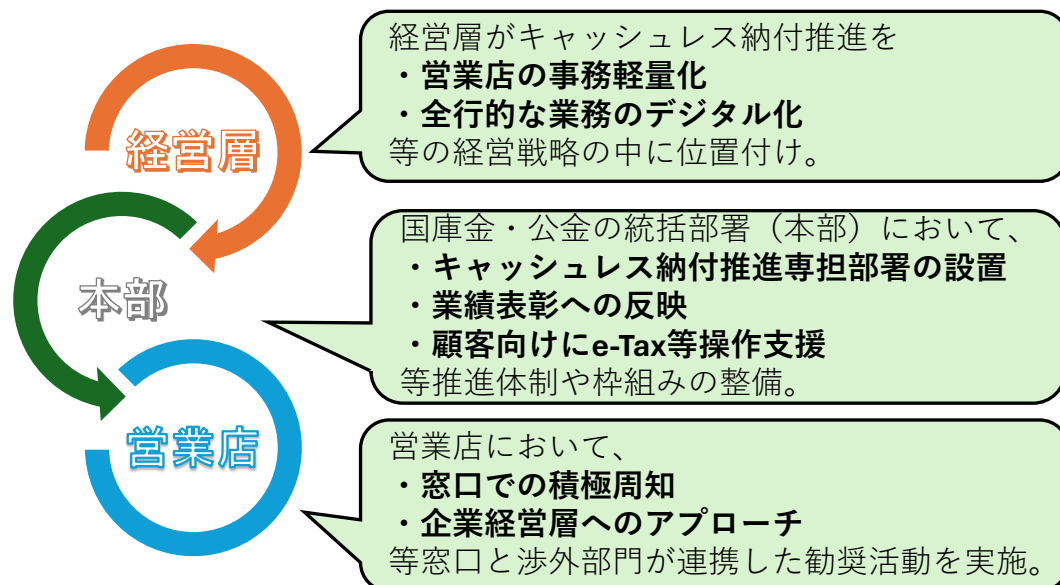
4. 活動報告 ～ ④日本銀行における取組み（金融機関アンケート）

- 日本銀行では、2025年1～3月に、金融機関あてに国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケートを実施。金融機関におけるキャッシュレス納付に向けた取組やキャッシュレス納付推進に向けた課題、関係機関への要望を取りまとめ、対外公表を行ったほか、本協議会において関係機関に情報連携を行った。
- 今年度も2026年1～3月にアンケートを実施しており、今後集計結果を本協議会に共有してまいりたい。

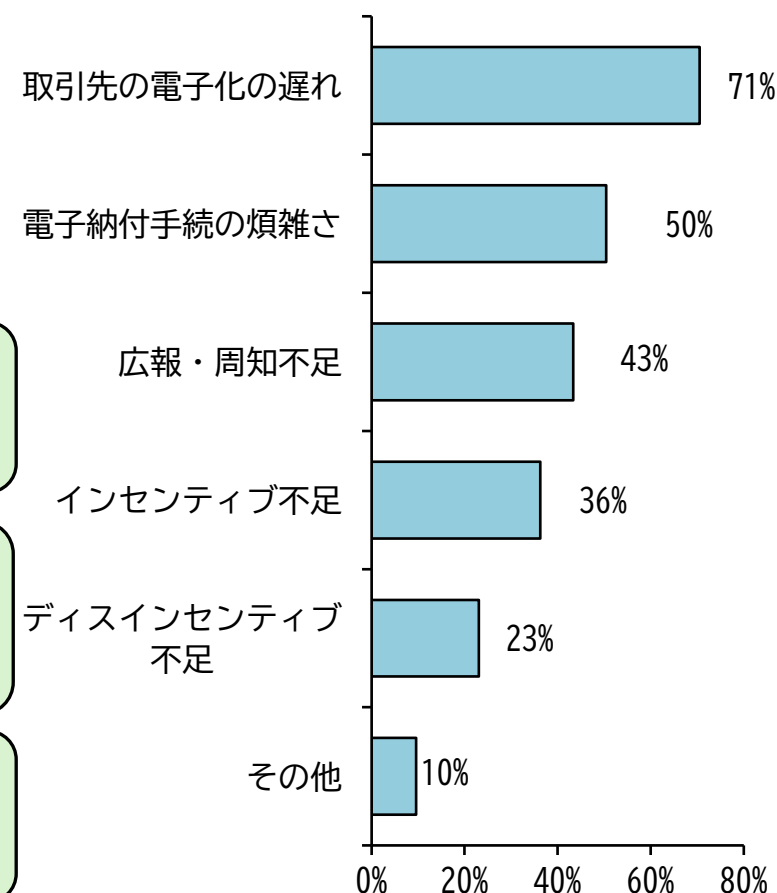
【参考】2024年度アンケートの結果について

実施期間	2025/1～3月
対象先数	446先 (歳入代理店引受金融機関等のうち国庫金電子収納事務取扱金融機関が対象)
回収率	100%

▽金融機関における取組の好事例



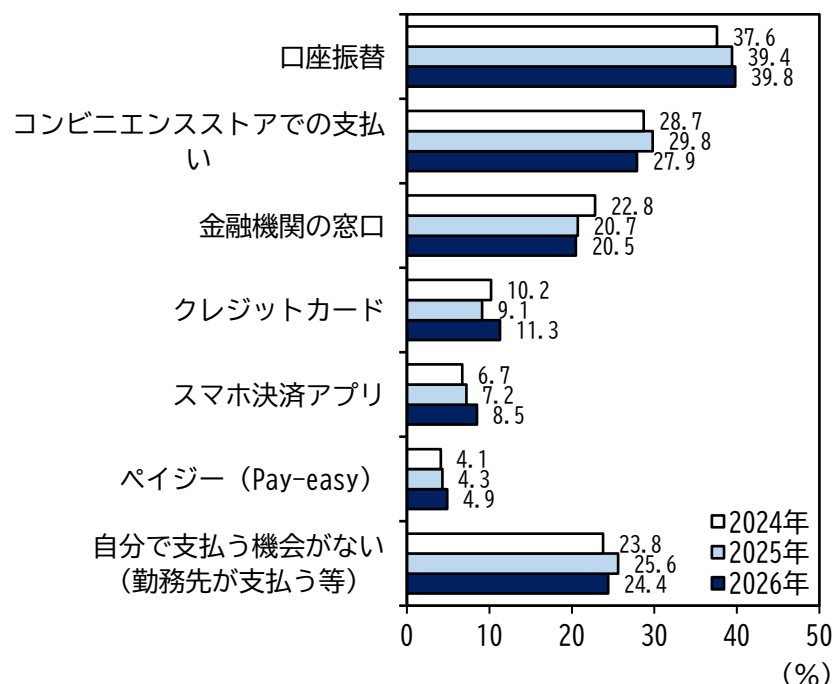
▽キャッシュレス納付推進に向けた課題



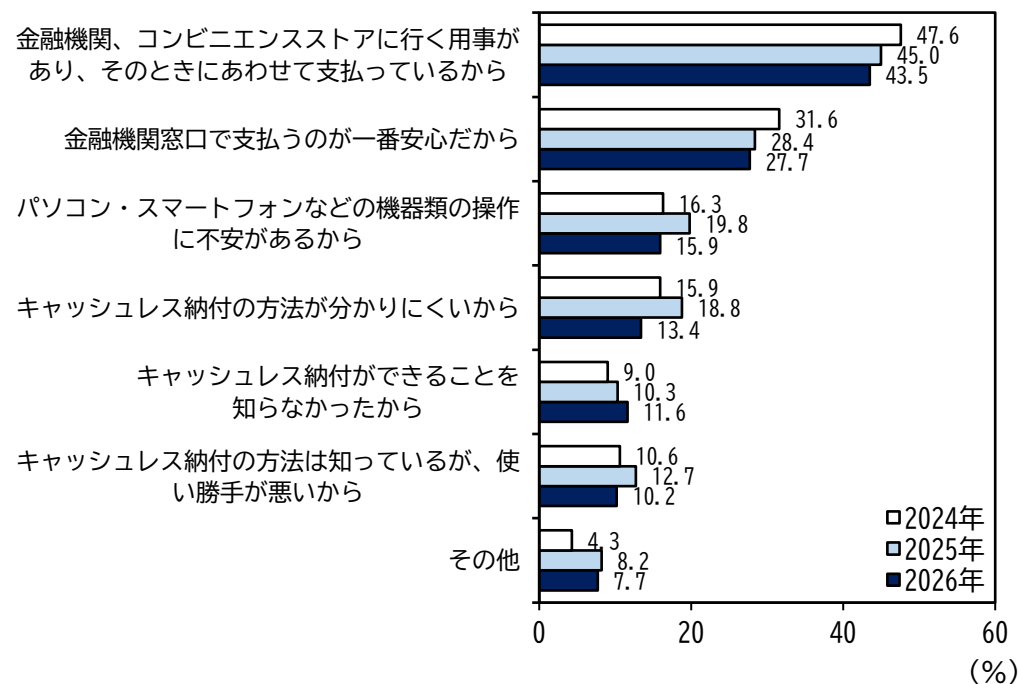
4. 活動報告 ～ ④日本銀行における取組み（生活意識に関するアンケート調査）

- 日本銀行が全国の満20歳以上の個人を対象に実施している「生活意識に関するアンケート調査」では、毎年3月の調査において、税金や年金保険料の支払い方法を調査している。2026年3月調査の結果は以下の通り。
- 税金や年金保険料の支払い方法をみると、窓口やコンビニでの支払いの比率が低下する一方で、口座振替、クレジットカードやスマホ決済アプリ等による比率が上昇しており、緩やかながら着実にキャッシュレス納付が浸透している。
- キャッシュレス納付を活用していない人に、活用していない理由を尋ねたところ、「金融機関、コンビニエンスストアに行く用事があり、そのときにあわせて支払っているから」との回答が最も多く、次いで「金融機関窓口で支払うのが一番安心だから」、「パソコン・スマートフォンなどの機器類の操作に不安があるから」との回答が多かった。

▽税金や年金保険料の支払い方法
(複数回答)



▽キャッシュレス納付を活用していない理由
(複数回答)



出所：日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」（第105回＜2026年3月調査＞）の結果

4. 活動報告 ～ ⑤全国銀行協会における取組み

1. 税・公金の電子納付推進等に向けた関係省庁等への要望活動

全国銀行協会は、金融8団体(※)連名により、関係省庁等に対し、税・公金の電子納付の推進等を目的とした要望活動を毎年度実施しています。

2025年度は、デジタル庁、総務省、国税庁、厚生労働省、警察庁および地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)に対して要望を行いました。

※一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会および農林中央金庫

【各省庁宛要望項目抜粋】

総務省	国税庁
1. 地方税・地方公金の電子納税環境整備 (1)地方税統一QRコードの全税目付与の着実な履行および 地方公金収納への拡大 (2)eLTAXの利便性向上 2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーション の積極的支援 (1)地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進	1. 国税庁の電子納付環境整備 (1)e-Taxのさらなる利便性向上 (2)証券による納付の廃止
	デジタル庁
	1. 税・公金の電子納付環境整備 (1) 地方公金・国庫金収納のデジタル化 (3) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化に向けた各省庁 の取組支援
厚生労働省	警察庁
1. 税・公金の電子納付環境整備 (1) 地方公金・国庫金収納のデジタル化 (3) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化に向けた 各省庁の取組支援	1. 交通反則金の電子納付の推進 国民の利便性向上や警察署・金融機関の事務効率化を図るべく、幅広い キャッシュレス納付手段の一刻も早い実現

4. 活動報告 ～ ⑤全国銀行協会における取組み

2. 各種検討会等における銀行界の意見発信・課題提起

全国銀行協会は、銀行の業界団体として、税・公金のキャッシュレス納付等に関する各種政府会合・検討会に参画し、銀行界の立場を踏まえた意見発信を行っています。

<全銀協が参画(事務局を務めるものを含む)している会合(一例)>

- ・キャッシュレス納付推進協議会(本会合)
- ・東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会
- ・地方税における電子化の推進に関する検討会/実務者WG
- ・地方税の統一QRコードの活用に係る検討会
- ・地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会



3. 電子納付推進に関する周知活動および会員銀行との情報共有

全国銀行協会は、全銀協ウェブサイト/公式SNSにおいてキャッシュレス納付推進に関する周知活動（固定資産税や自動車税におけるeLQR利用推進等）を行うとともに、電子納付施策に関連する情報（関係機関が作成した各種周知資料や実務対応に関する情報等）を随時会員に通知しています。



#キャッシュレス納付 始めませんか？

毎月10日は所得税・住民税(特別徴収分)の納付時期
金融機関や税務署、市区町村の窓口に行かなくても、
キャッシュレス納付ならどこでもスマート完結
動画をチェック👉

[youtube.com/watch?v=vtIAaz...](https://www.youtube.com/watch?v=vtIAaz...)

[youtube.com/watch?v=WuBmqS...](https://www.youtube.com/watch?v=WuBmqS...)

#所得税 #住民税 #確定申告 #eTax #eLTAX

本協議会で決定したSNS投稿も実施

固定資産税や自動車税はスマホやPCからキャッシュレス納付を！

毎年、4～6月に自宅やオフィスに届く、固定資産税や自動車税の納付書。実は、スマートフォンやパソコンからキャッシュレスで納付できるんです！
これまでのように銀行窓口に向く必要はなく、いつでも・どこでも・簡単・便利。あなたもぜひ試してみませんか？



2023年4月1日から、地方税統一QRコード（通称：eL-QR、エル・キューアール）を活用した地方税の納付が開始されました。

これにより、固定資産税や自動車税種別別など納税者の皆さまに馴染みの深い地方税について、今後、地方団体から送付される納付書に付されたeL-QRを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営するeLTAX（エルタックス）内の特設サイト「[地方税お支払サイト](#)」(※外部サイトに遷移します)や、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となりました。また、eL-QR対応金融機関であれば全国の金融機関窓口でも地方税の納付が可能となりました。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



全銀協ウェブサイト：eLQR納付推進のページ

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/19883/>

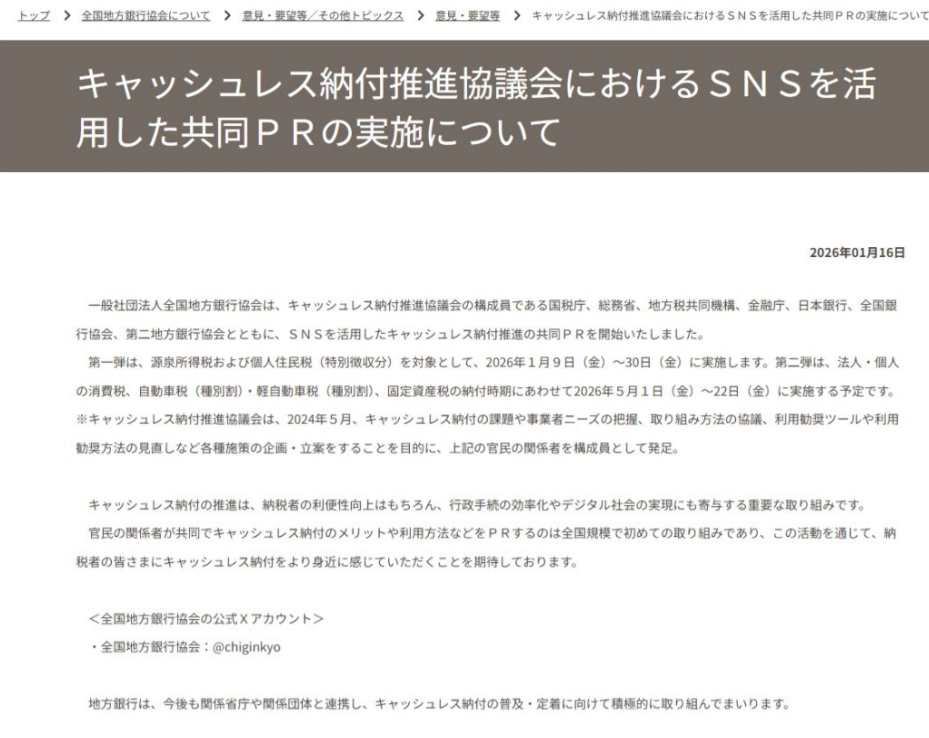
4. 活動報告 ～ ⑥全国地方銀行協会における取組み（官民共同でのキャッシュレス納付推進のPR活動）

- ・本協議会においてSNSを活用した共同PRの実施を決定したことを受け、当協会は、本年1月、XにおいてPRの投稿を行うとともに、当協会ホームページにニュースリリースを掲載（なお、本取組みは当協会より提案し、原案を作成）。
- ・当協会は、会員銀行に対し、各行のSNSアカウントによる投稿のリポストや、法人インターネットバンキング上での周知など、本PR活動の情報拡散への協力を依頼。

【Xでの投稿および会員銀行による協力例】



【ホームページでのニュースリリース】



4. 活動報告 ～ ⑥全国地方銀行協会における取組み（会員銀行のキャッシュレス納付推進の取組）

- ・当協会は、毎年、会員銀行に対し「地方公金の電子納付等の推進に関する全行アンケート」を実施。
- ・同アンケートで寄せられたキャッシュレス納付の推進に係る事例の中から、先進的な好事例をレポートに取りまとめ、会員銀行に展開（本協議会において報告）。

○電子納付等の推進に関する全行アンケート

- 会員銀行における国税・地方税の収納件数の状況や、電子納付の推進に資するデジタル収納サービスの導入状況等に関する好事例を収集。

○会員銀行のキャッシュレス納付推進の取組レポート

- ・ 以下の好事例をレポートに取りまとめ会員銀行へ展開。
- ・ かながわ電子納税推進プロジェクト
- ・ 山梨県下一斉納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト
- ・ 北陸3県における電子納税推進プロジェクト

Chapter. 1 かながわ電子納税推進プロジェクト

【プロジェクト参加金融機関の取り組み】

- 行内にとどまらないノウハウ共有を推進

- ・横浜銀行は、eLiAXの操作マニュアルを作成、**ホワイトラベル化**し参加団体の会員事業者や取引先に配布することでeLiAXの利用を促進
 - ・同行は、行内向けの研修資料も**ホワイトラベル化**してプロジェクト自外以外の金融機関の意識醸成にも努めた。
- ※eLiAX操作マニュアル・金融機関職員向け研修資料はappendixに添付。



▲eLTAX操作マニュアルの一部



▲金融機関職員向けの研修資料の一部

- 事業者のeLTAx導入の動機付けのため、独自キャンペーンを実施
 - ・ 横浜銀行は、eLTAxダイレクト納付口座を登録した法人・個人事業主に抽選で「神奈川1県の特産品」が当たるキャンペーンを実施。
 - ・ 2024年4月～6月 横浜銀行において実施
 - 口座登録件数が前年同月比約7割増加。
 - ・ 2025年1月～ **本プロジェクト参加の11金融機関にて順次実施予定。**

Chapter. 2

山梨県下一斉納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト
2024

【山梨中央銀行の取り組み】

- ③ 山梨県内ファミリーマートの店舗内デジタルサイネージにて、スマホ納税を促す動画を放映！

- ・日常的にコンビニを利用する納税者へキャッシュレス納付の利便性をアピールする目的で、県内のファミリーマートにおいて、「FamilyMartVision」(店舗内の大画面デジタルサイン)をキャッシュレス納税への切替を促す動画を放映する。コンビニという特性上、個人をメインターゲットとした強い印象を与えるため、スマホ画面に特化した内容も。
- ・頻度は、15秒間の動画を10分に1回放映するもの。
- ・放映期間は、2024年12月10日から2025年3月。
- ・ファミリーMartVision) 設置店舗は山梨県内合計385店舗 (2024年12月現在)
- Chapter. 3
- プロジェクト参加者
- ① 来店客への電
- ・来店客への電



【その他の取り組み】

- 各種広告媒体を利用した外部発信による利用促進
 - ・路線バス内への共通リーフレット設置
 - ・新聞広告・デジタルサイネージによる外部発信
- 参画団体、協力団体間の連携
 - ・税理士会との連携によるクライアント層への利用
 - ・商工会、法人会各種会等における会員への普及
 - ・電子納税普及・促進啓蒙セミナー実施 等
- 共通パンフレットを使用した普及拡大
 - ・庁舎・金融機関窓口等における納税者への提案

Chapter. 3

北陸3県における電子納税推進プロジェクト

【プロジェクト参加金融機関の取り組み】

- ① **来店客への電子納税勧奨および操作サポートの実施**
 - ・来店顧客に対し電子納税導入に関するサポートの実施
 - ・窓口サポートのための社員教育を実施
 - ・電子納税相談会の実施
- ② **顧客への電子納税周知および勧奨利用の情報発信**
 - ・ホームページ掲載、SNS配信、情報誌掲載、チラシ交付・送付
- ③ **プロジェクト推進のための社内調整**
 - ・営業部門、推進部門、公務担当部門との連携
 - ・プロジェクト関連予算の確保
- ④ **プロジェクト実施効果の確認**
 - ・プロジェクト目標値の設定
(納付書枚数、電子納税利用件数など)
 - ・参加団体との情報連携



4. 活動報告 ～ ⑦第二地方銀行協会における取組み

キャッシュレス納付推進のため、2025年度に取組んだ主な事項

1. 会員行間におけるキャッシュレス納付推進の情報連携

- 2025年8月に会員行の税公金担当部門の部長を対象とした全国会議を開催し、税公金収納の事務効率化等に関する意見交換・事例を共有
- その後、本会議において関心の高かった税公金収納に係る効率化等の各行の取組状況に関するアンケートを全会員行に実施し、その結果を還元
 - － 太宗の会員行が税公金収納の効率化等について、重点的に取組んでいると回答
- 上記について、会員行の頭取・社長が出席する会合にて報告

2. SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PR

- 当協会HPにおいて、本共同PRの実施をリリース
- 会員行に対し、本共同PRの協力を依頼
 - － 本年1月の共同PRでは、自行SNSへの投稿やデジタルサイネージによる掲示等を実施

当協会HPのリリース
https://www.dainichiginkyo.or.jp/dcms_media/other/paymentsjapan_20260116.pdf

2026年1月16日
キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した共同PRの実施について
～官民の関係者が初の共同PRを展開～

一般社団法人第二地方銀行協会は、キャッシュレス納付推進協議会^(注)の構成員である国税庁、総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PRを開始いたしました。

第一弾は、源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施し、第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

（注）キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取り組み方法の協議、利用助奨ツールや利用助奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案することを目的に、上記の官民の関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付の推進は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取り組みです。

官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをPRするのは全国規模で初めての取り組みであり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを期待しております。

当協会および当協会会員行は、今後も関係省庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。



4. 活動報告 ～ ⑧日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（JAMPA）における取組み

➤ 官民共同によるキャッシュレス納付のPR広報

- ・ JAMPAでは、プレスリリース、公式X（旧Twitter）・Instagram、キャンペーンメール・LINEで配信

≪プレスリリース 2026/1/16≫

格 位
(報道発表資料)


2026年1月16日
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

キャッシュレス納付推進協議会におけるSNSを活用した 共同PRの実施について

～官民の関係者が初の共同PRを展開～

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会は、キャッシュレス納付推進協議会[※]の構成員である国税庁、経済省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PRを開始いたしました。

第一弾は、法人の源泉所得税および個人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別別）、軽自動車税（種別別）、固定資産税の納付時期にあわせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

[※]キャッシュレス納付推進協議会は、2024年5月、キャッシュレス納付の利便性向上と事業者ニーズの把握、取り組みの促進、利便性向上と事業者ニーズの把握と各関係者の企画・立案をすることを目的に、上記の各関係者を構成員として発足。

キャッシュレス納付は、納税者の利便性向上はもちろん、行政手続の効率化やデジタル社会の実現にも寄与する重要な取組みです。

官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをPRするのは全国規模で初めての取り組みであり、この活動を通じて、納税者の皆さまにキャッシュレス納付をより身近に感じていただくことを期待しております。

当会では、今後とも関係省庁や関係団体と連携し、キャッシュレス納付の普及・定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

■ページを活用したキャッシュレス納付のご案内

キャッシュレス納付の代表的な手段のひとつである「ページ」は、金融機関のATMやインターネット/PCから、国税や地方税などを24時間いつでも簡単に納付できるサービスです。時間や場所を選ばずに利用できるため、法人・個人を問わず多くの方にご利用いただいています。

＜ページキャンペーンの実施について＞

共同PRの期間中、ページを利用された方を対象にキャンペーンを実施しています。国税や地方税などの支払いには、キャンペーン期間中の大変お得な機会に、ぜひページをご利用ください。

キャンペーンの詳細や注意事項等はキャンペーンサイトをご覧ください。

キャンペーンサイト：<https://www.pay-easy-campaign.com>

■本リリースに関するお問い合わせはこちら■

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会事務局 <https://www.jampa.gr.jp/>

≪公式X、キャンペーンメール 2026/1/16≫

Pay-easy(ページ)【公式】 @Payeasy_mpn・2時間
(1/2)

👉 #キャッシュレス納付 始めませんか

毎月10日は、所得税・住民税（特別徴収分）の納付時期。
窓口に行かなくても、キャッシュレス納付ならスマートに完結します！
ページならATM・ネット/コンビニで24時間OK！
#所得税 #住民税 #確定申告 #eTAX #eTAX

詳細はTwitterからどうぞ👉



Pay-easy(ページ)【公式】 @Payeasy_mpn・2時間
返信先: @Payeasy_mpnさん
(2/2)

キャッシュレス納付の情報詳細はこちらの動画になります！
[youtube.com/watch?v=vtIAazhivOU](https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhivOU)
[youtube.com/watch?v=WuBmq5oGtME](https://www.youtube.com/watch?v=WuBmq5oGtME)

ページで納付するといまならページキャンペーンの応募もできちゃいます！
あわせてチェックしてみてくださいね👉



※本メールは、過去にページのキャンペーンに応募いただいた方にお送りしております。
いつもページをご利用いただきありがとうございます。日本マルチペイメントネットワーク推進協議会です。

「抽選で500名様にドーンと当たる ページで現金1万円を当てよう！キャンペーン」
https://www.pay-easy-campaign.com/?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=2025winter

2026年がスタートして一週間ほど。少しずつ普段のリズムが戻ってきた頃でしょうか。
このキャンペーンも、1月末で終了です。まだ応募されていない方はお早めに！

—— 初冬の運試しに！ ——
代理応募についてもチェックしましょう

このキャンペーンは、ページを使った方に応募できるのがうれしいところ。
税金の支払いやネットショッピングなど、いつもの支払いがそのままチャンスにつながります。

また、ご家族名義の納付書や請求書でも、
あなたが代理でページ支払いをしていれば応募対象になります。
配偶者やご両親、お子さま分でもこれ、ページで払えるかも？というものがなか、
このタイミングで軽く声をかけてみてください。

ちなみに当選した場合の賞金の行き先は、
あとから償てないよう、あらかじめ相談しておくのがおすすめです！

—— memo ——
個人事業主、フリーランス、経営者、経理担当者のみなさん！
#キャッシュレス納付 始めませんか？

毎月10日は、源泉所得税および住民税（特別徴収分）の納付期限です。
金融機関や税務署、市区町村の窓口に行かなくても、キャッシュレス納付ならどこでもスマート完結！ 詳細はこちらの動画をチェック！
URL: <https://www.youtube.com/watch?v=vtIAazhivOU>（国税庁動画チャンネル）

ページのキャン
ペーンと連動した
PRを実施しました。

4. 活動報告 ～ ⑧日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（JAMPA）における取組み

➤ 百十四銀行様との香川エリアにおけるキャッシュレス納付推進連携の開始

- JAMPAでは、会員の百十四銀行と香川エリアでのキャッシュレス納付推進活動を連携していくことで調整を開始。情報交換を実施し県内でのイベント協力などを検討中。

≪香川県 キャッシュレス納付プロジェクト 百十四銀行プレスリリース※ 2025/11/20≫

News Release 2025年11月20日 いしむね 百十四銀行



香川県をキャッシュレス納付率日本一に！ 「キャッシュレス納付推進プロジェクト」を開始します！

百十四銀行（頭取 森 匠史）は、高松税務署（署長 谷川 恭嗣）とともに、キャッシュレス推進高松ワーキング・グループ（CaPta）のメンバーとして、香川県内の企業に対する税金のキャッシュレス納付を推進する「キャッシュレス納付推進プロジェクト」を2025年11月より開始しますので下記のとおりにお知らせします。

現在、香川県の国税キャッシュレス納付率は全国37位（31.3%：令和6年度）にとどまっております。地域全体でのDX化推進が求められています。こうした状況を受け、当行は高松税務署とともに、地方公共団体、金融機関、税理士会、法人会など官民が参画する推進体制を構築しました。さらに香川短期大学と連携し、学生が制作したオリジナルキャラクターを活用することで、e-Tax（国税）及びeLTAX（地方税）によるキャッシュレス納付の普及促進をめざします。

当行は、今後も産官学金士（産業界・官公庁・学校・金融機関・士業）が一体となり、DXを通じて地域社会の持続的な発展に積極的に取り組んでまいります。

記

【プロジェクトの概要】

実施主体	キャッシュレス推進高松ワーキング・グループ（CaPta: Cashless Promotion Takamatsu） 構成団体：高松税務署、香川県、高松市、百十四銀行、香川銀行 高松信用金庫、四国税理士会高松支部、高松法人会 キャラクター制作：香川短期大学 デザインアートコース
目 標	「香川県をキャッシュレス納付率日本一に！」
施策内容	1. キャッシュレス納付の社会的機運醸成 (1) CaPta 参画機関が連携のうえ企業経営者・経理担当者へ e-Tax・eLTAX の周知強化 (2) 香川短期大学生によるオリジナルキャラクターを活用した広報展開 ポスター、パンフレットの活用による地域を巻き込んだキャッシュレス納付の機運醸成 2. システムの利用環境整備 (1) 当行オリジナルの解説冊子や解説動画を公開し、誰もが取り組める操作説明体制の構築 (2) 金融機関・税務署による e-Tax・eLTAX 導入に向けた伴走支援

< 発足式に参加された皆さま >



< 香川短期大学及び制作担当学生へ感謝状を贈呈 >



以 上

株式会社 百十四銀行 高松市亀井町5番地の1 TEL 087-831-0114(大代表)

プロジェクトの主な取組み

- ✓自治体、税理士会、経済団体と協力し国税および地方税のキャッシュレス納付の普及を目指す。
- ✓2032年までに国税の納付率日本一を目指す。
- ✓税理士会や自治体との連携強化、企業への伴走支援、周知用チラシ・動画の作成など多角的なアプローチを実施。

※百十四銀行サイトより抜粋

https://www.114bank.co.jp/newsrelease/2025/pdf/news_20251120_2.pdf

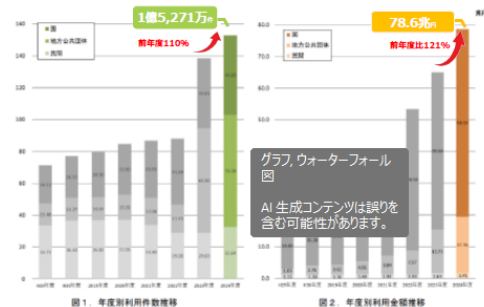
4. 活動報告 ～ ⑧日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（JAMPA）における取組み

➤ 国税庁様と連携したネット銀行等へのダイレクト納付説明会の実施

- JAMPAでは、国税庁様によるダイレクト納付未対応金融機関（ネット銀行、信用組合ほか）向け説明会に参加し、ペイジー収納サービス紹介やダイレクト納付導入手続き等について説明を実施（2026年4月21日、27日）。

ペイジー利用動向

取扱件数・金額ともに23年連続成長しています



出典：JAMPA/JAMMO報道発表資料（2025/4/15）

特に国・地方分野に強く、
高額納税にも対応！！

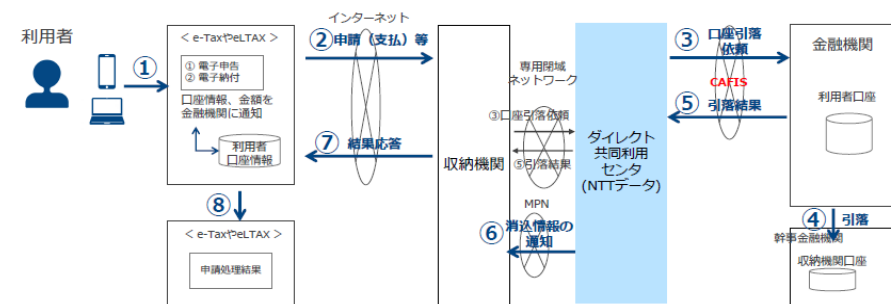
- 国分野** 高額な税金や料金でも安全に取扱えるので、ペイジーは国庫金のキャッシュレス納付におけるデファクトスタンダードとしての地位を確立
- 地方分野** eL-QR(e1)の開始やeLTAX(e2)を通じた電子申告利用率の伸長に伴い、ペイジーの利用は継続的に増加
- 民間分野** スマホ決済（Pay決済）などのキャッシュレス決済が増加している中で、ペイジーは決済手段の一つとして支持を獲得

※1 eL-QRは地方自治体が発行する納税通知書や請求書に印刷されるQRコードのこと。eL-QRは、地方税は国民権の保護事項で、QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※2 eLTAXとは、地方税ポータルシステムの俗称で、地方における手続きを、インターネットを利用した電子で行うシステムのことです。eLTAXは、地方税は国民権の保護事項です。

サービスの概要：ダイレクト方式 | オンライン、リアルタイムの口座振替での支払い

＜決済情報と資金の流れ＞ 具体例

ダイレクト方式は、ダイレクト共同利用センタを使うケースが一般的です。NTTデータが提供するダイレクト共同利用センタを活用する場合の具体的なスキーム例（CAFISを活用）を下記に示します。



Copyright©2026日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

20

導入に向けたご対応事項（申請・手続き面）

1 各種手続き

「マルチペイメントネットワークサービス導入手引書 金融機関編」にもとづき、JAMMOやMPNセンタに対し、セキュリティモジュールの申請、接続試験等を実施します

2 関係機関との調整

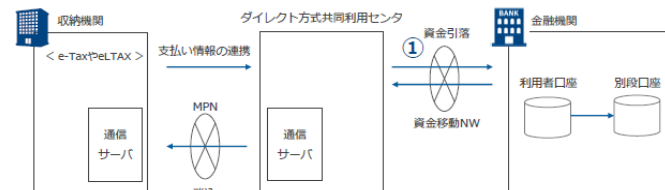
・ 共同利用センタの選定（共同利用センタ一接続の場合）
・ 地方税共同機構との契約（地方税取扱いの場合） ・ 日本銀行との調整（国庫金電子収納事務取扱金融機関）

3 ダイレクト方式対応のための準備（対応する場合）

「マルチペイメントネットワークサービス導入手引書 ダイレクト方式編」にもとづき、JAMMOやMPNセンタに対し、ダイレクト方式利用申請、接続試験等を実施します

導入に向けたご対応事項（システム面）

対応する方式	対応事項	説明
ダイレクト	① ダイレクト方式共同利用センタとのIF構築	① 電文の授受のためのIF構築が必要



Copyright©2026日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

30

意見交換事項

(各構成員における今後の取り組むべき事項等について)

令和 8 年 5 月
キャッシュレス納付
推進協議会事務局

キャッシュレス納付推進協議会で検討すべき事項（事務局案）

1 効果的な周知・広報施策の検討

- キャッシュレス納付推進協議会の決定事項等については、全構成員から傘下組織・会員等に向けて、適時・適切に周知・要請等を実施（情報共有による傘下組織・会員等相互間の連携強化を図る）
- SNSを活用したPR施策の評価と継続的实施
- 全構成員による連携・協調した広報施策の実施
- 納税者に対して、公費支払全体・業務全体のデジタル化への行動変容を促すための取組み・利用勧奨方法
- 「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」など、納税者が利便性を実感できるような体験型広報資材の導入

2 課題・問題点解決に向けた対応

- 構成員の傘下組織・会員である地方自治体、金融機関などが自ら国税・地方税双方のキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みに参画し易い環境作り（自ら取り組むことによる効果的な利用勧奨へ移行）
- キャッシュレス納付（特にダイレクト納付）に係る利便性向上策

《意見交換事項》

以下の点について、各構成員から意見を伺いたい。

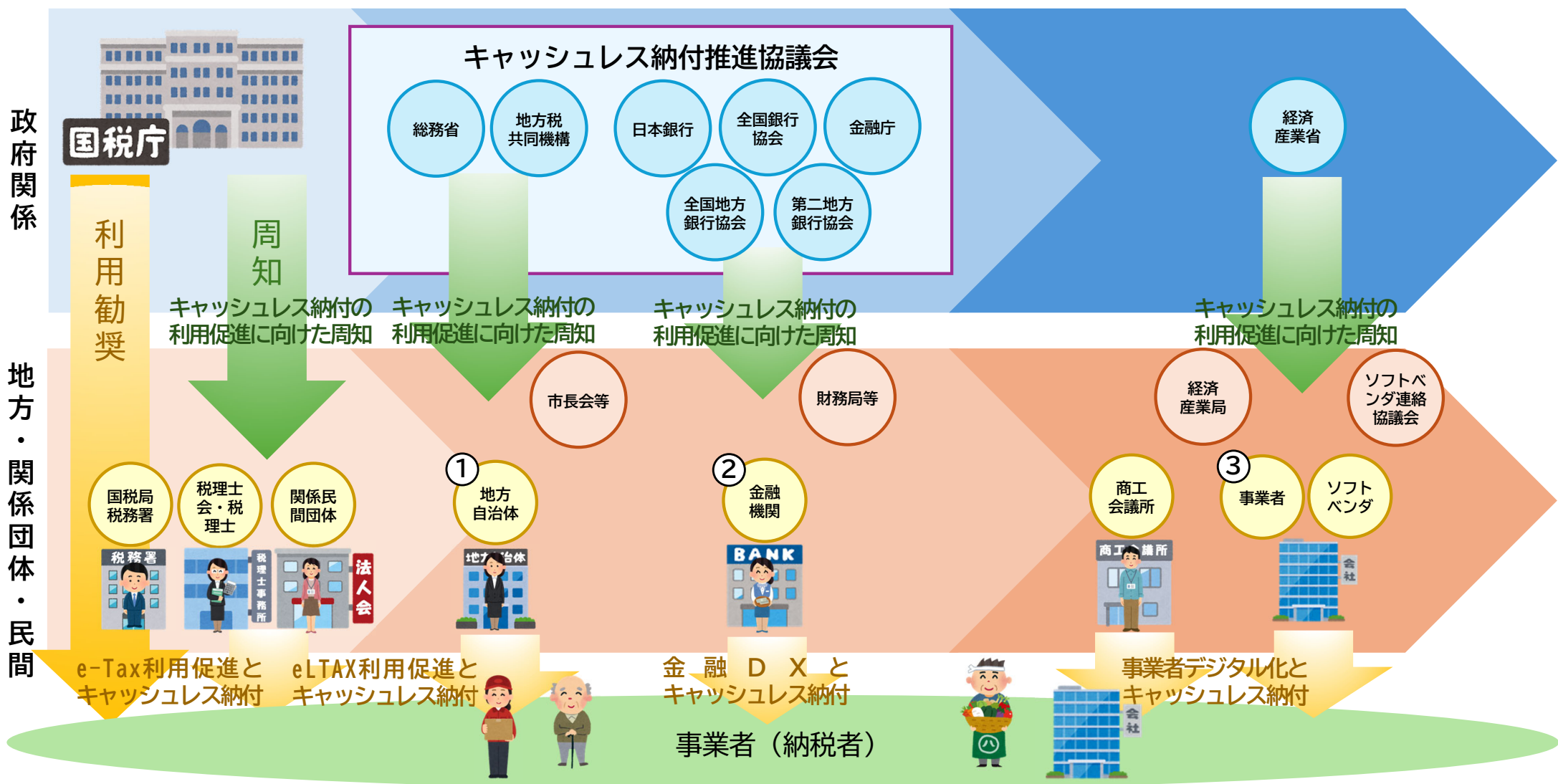
- 今後、キャッシュレス納付推進協議会で協議すべき項目について、事務局（案）を提示させていただきましたので、ご意見をいただきたい。
- また、事務局（案）のほか、キャッシュレス納付推進協議会を通じて取り組むべき事項、独自で取り組みを検討している施策、構成員と情報共有を図っておいた方がよい事項などがあれば、ご発言をいただきたい。

1. 国税庁の取組み

1. 国税庁の取組み ～ 更なる連携先の拡大に向けて（拡大イメージ）

- 税務手続や納付手続のデジタル化等の一環として、「キャッシュレス納付」の普及に努めてきたが、更なる利用拡大には、事業者（納税者）に対して公費支払全体・業務全体のデジタル化に行動変容を促す必要があり、国税だけでは効果は限定的。
- デジタル化に向けた取組は政府方針であり各省庁は積極的に取り組んでいるところ、政府関係から地方・関係団体・民間などに周知するアプローチに国税も付随して、関係者間で連携して取り組んでいくことが効果的（**連携先の拡大**）。

連携先の拡大



1. 国税庁の取組み ～ 更なる連携先の拡大に向けて（スケジュール）

- 納税者（個人・事業者）の生活に密接に関わっている地方自治体や金融機関、事業者からアプローチしてもらうことが肝要であり、政府関係機関を通じて「キャッシュレス納付」を知ってもらえるように、機会を作って働きかける。

連携先の拡大に向けた働きかけ（スケジュール）

働きかけ先		令和7年						令和8年					
政府関係、地方・関係団体・民間		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 地方自治体	総務省			● 推進協議会で依頼 ● 働きかけ（個別）				● 推進協議会で依頼 ● 働きかけ（個別）	● 地方自治体説明会（説明）			● 推進協議会で依頼	
	地方税共同機構			● 推進協議会で依頼		● 全国連絡会議（説明）		● 推進協議会で依頼	● 説明会講師派遣体制を整備 ● 全国連絡会議（説明）			● 推進協議会で依頼	
	全国市長会等								● 市長会へ個別の働きかけ ブロック長会議（資料配付）（5/14～22） 知事会・町村会へ働きかけ（個別）			●	
② 金融機関	金融庁			● 推進協議会で依頼		● 財務局長会議の議題登録依頼		● 推進協議会で依頼				● 推進協議会で依頼	
	財務局等					● 財務局長会議（説明） ● 懇話会資料を提供		● 財務局長会議（資料配付）	● 財務局長会議（説明） ● 財務事務所長会議（説明） ● 理財部長会議（説明）				
③ 事業者	経済産業省								● 経済産業局会議の議題登録依頼				
	経済産業局等									● 総務課長会議（説明） ● 経済産業局長会議（説明） ● 経済産業局長会議（説明）			
	ソフトベンダ 連絡協議会						● 給与ベンダに対する働きかけ（個別）						

2. 総務省の取組み

2. 総務省の取組み ～ ダイレクト納付の利便性の向上

【現行】

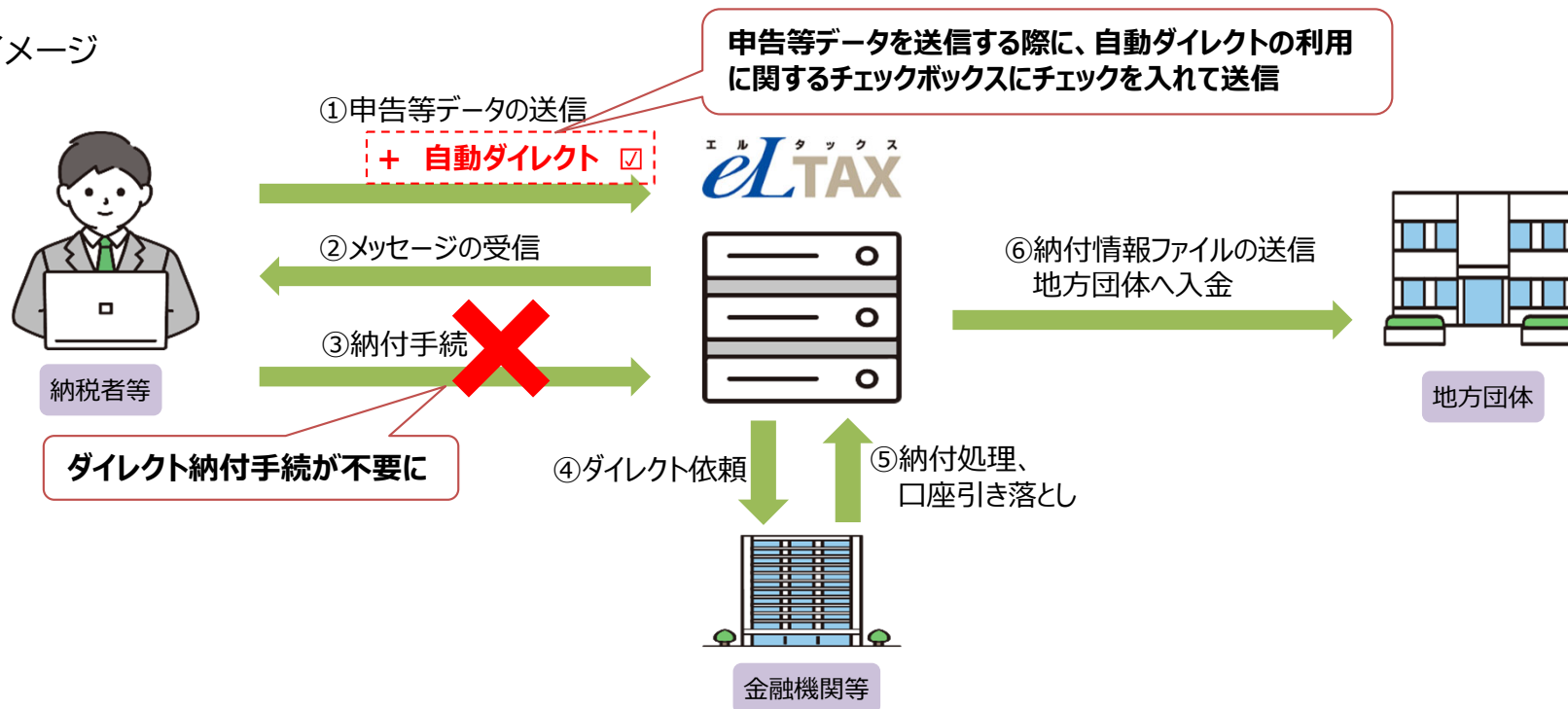
- ダイレクト納付では、納税者等がeLTAXで申告等を行った後、改めて納付を行うことで、納税者の預金口座から引き落としが行われる。
- 法定納期限当日の金融機関の対応時間外である場合、法定納期限後に再度納付が必要となり、延滞金が課されることがある。

【見直し後】

- ダイレクト納付の利便性向上のため、納税者等がeLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば、法定納期限当日に納付が行われるようにする。
- ただし、法定納期限当日に申告等に併せて納付の意思表示を行う場合には、法定納期限の翌取引日に自動的に納付が行われるようにする。その場合、延滞金の適用について、期限内納付が行われたものとみなす特例を設ける。

※ 令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用。

■見直しのイメージ



3. 地方税共同機構の取組み

3. 地方税共同機構の取組み ～（キャッシュレス納付のPR広報・第2弾、【新規事業】研修会 等）

- ・令和8年2月～3月に動画広告出稿した第2弾として、自動車税・軽自動車税、固定資産税の定期賦課ピークを迎える令和8年4月～5月にかけて、Youtube、Tverへ広告出稿（200万回程度再生予定）

○第2弾では、予算増額、期間延長（4月22日から5月31日）、YouTube自動車コンテンツ視聴者を対象追加の上実施

○また、期間中の納付ピークにあわせて、重点期間を設定し、配信件数を増加（前回：100万回→200万回）

- ・国税（税務署）において、キャッシュレス納付推進に関する説明会が各地域で実施されており、地方税においても、キャッシュレス納付推進協議会や金融機関、民間事業者向けのeLTAX操作研修ニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、地域ごとに説明会の実施を含めたダイレクト納付推進に係る職員（リーダー）を養成し、キャッシュレス納付推進を図ることを目的に、研修会を実施予定

事業概要

- 都道府県・政令指定都市職員を対象に、民間事業者等向けにeLTAX操作説明が可能な職員を養成する研修会等を実施予定
- eLTAX導入のため、帯同訪問などを実施している先進団体から、取組事例などを紹介
- 実施にあたっては、夏頃に地方団体との意見交換を行い、実施を進める予定



➤地域毎にリーダーを養成することで、持続可能な体制の整備、全国規模でのダイレクト納付推進の機運醸成により、eLTAXダイレクト納付利用者増加、キャッシュレス納付率向上を図る

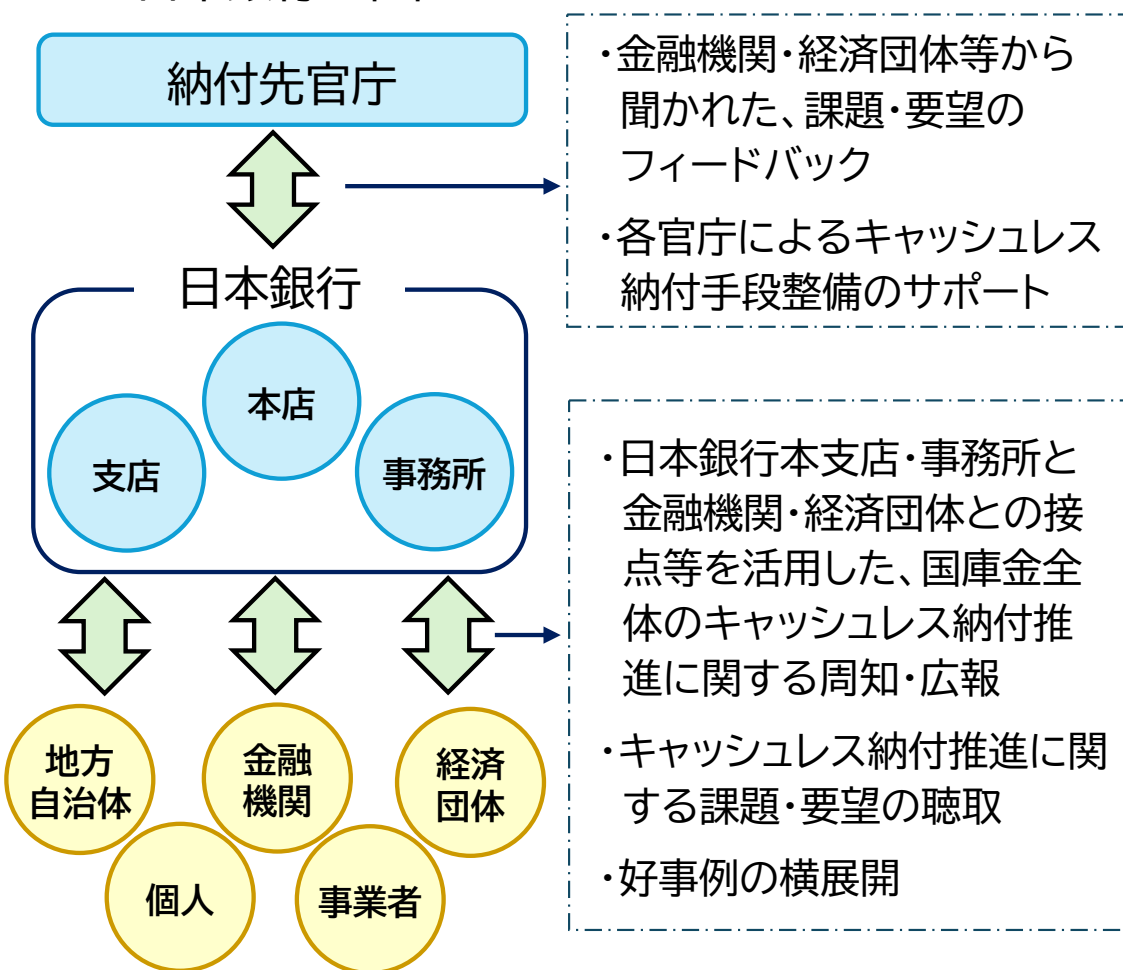
- ・国税庁等と連携した説明会への職員派遣、経営・財務マネジメント強化学業（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）における職員派遣を令和7年度に引き続き、継続実施

4. 日本銀行の取組み

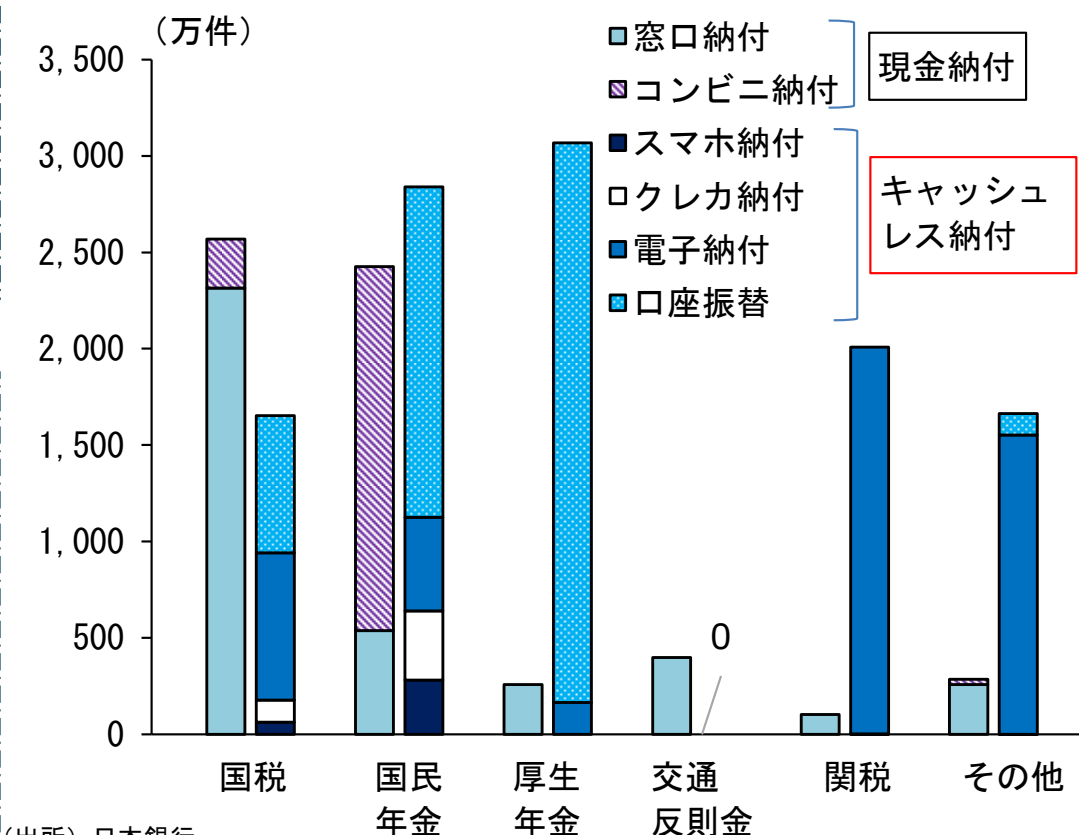
4. 日本銀行の取組み ～ 国庫金全体のキャッシュレス納付の推進

- 全国に32支店・14事務所を有する日本銀行の本支店ネットワークが培ってきた金融機関・経済団体等とのつながり、各種講演・アンケート（金融機関向け、一般向け）等の機会を活用して、キャッシュレス納付推進の周知・広報に引き続き取り組む。その際に、金融機関・経済団体等から聞かれた、好事例の横展開および課題・要望のフィードバックを行うなど、関係者間をつなぐハブ機能をしっかりと果たしていく。
- こうした取り組みに加えて、各官庁によるキャッシュレス納付手段整備のサポート等を通じて、国庫金全体のキャッシュレス納付推進にも取り組んでいく。

▽ 日本銀行の位置づけ



▽ 主な国庫金のキャッシュレス納付状況



(出所) 日本銀行

(注) 計数は2024年度。日本銀行だけでは捕捉できない一部のデータについて、関係者への聴取と推計により作成しており、計数は十分な幅をもって評価する必要がある。

5. 銀行界の取組み

5. 銀行界の取組み ～

全国銀行協会を含む銀行業界は、利用者、行政機関および金融機関の利便性向上を図る観点から、キャッシュレス納付について、要望活動、各種検討会等における意見発信および周知・広報活動等といった取組みを中心に、継続的に活動を行ってまいります。

<税・公金の電子納付推進等に向けた関係省庁等への要望活動>

- ・2026年度においても、「金融8団体による税・公金の電子納付の推進等に関する要望」を実施予定。

<今後のスケジュール(想定)>

- ・2026年7月:要望書の取りまとめ
- ・2026年9月:関係省庁との面談(要望書の手交)
- ・2026年10月:要望書のウェブサイト公表

<2026年度継続要望事項(抜粋)>

- ・e-Tax、eLTAXの利便性向上
(複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入等)
- ・法人税・消費税／法人住民税・法人事業税における電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化

<検討会等における意見発信等>

- ・2026年度においても、以下の検討会等に参画し、意見発信等を行う予定。



- ・キャッシュレス納付推進協議会
- ・東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会
- ・地方税における電子化の推進に関する検討会/実務者WG
- ・地方税の統一QRコードの活用に係る検討会
- ・地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会

<周知・広報活動等>

- ・2026年度も、全銀協公式SNS等を活用してキャッシュレス納付に向けた周知・広報活動を実施するとともに、会員銀行に対し随時必要な情報提供を行う予定。

税金・公共料金の支払いをもっとスムーズに！暮らしのデジタル化ガイド

「気づいたら支払期限ギリギリだった!」、「忙しくて払いに行く時間がない!」
・・・そんなときに便利な電子決済がおすすめ!
「税金・公共料金」の支払いに関する電子決済の種類や手順をマンガでわかりやすくまとめました。

各位
一般社団法人全国銀行協会
キャッシュレス納付推進協議会
キャッシュレス納付推進協議会においてSNSを活用した共同PRの実施について～官民の関係者が初の共同PRを展開～
一般社団法人全国銀行協会（会長：中野誠一）と三協（三協銀行）は、キャッシュレス納付推進協議会※の構成員である国税庁、税務署、地方税務局、金融庁、日本銀行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに、SNSを活用したキャッシュレス納付推進の共同PRを展開いたしました。
第一弾は、連年所管税および法人住民税（特別徴収分）を対象として、2026年1月9日（金）～30日（金）に実施します。第二弾は、法人・個人の消費税、自動車税（軽自動車）、軽自動車税（軽自動車）、固定資産税の納付期限に合わせて2026年5月1日（金）～22日（金）に実施する予定です。

5. 銀行界の取組み ～

Appendix: 税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動 項目例

【2025年度要望事項から一部抜粋(2026年度も継続して要望予定)】

e-Taxの利便性向上

○UI・UXのさらなる改善等

複数人の承認を必要とする
フローの導入

複数IDの付与

○eLTAXとの連携（総務省との検討依頼）

e-Tax
【国税】



eLTAX
【地方税】

情報連携/
システムの共通化・標準化

○マイナポータル等との連携（デジタル庁との検討依頼）

e-Tax



マイナポータル
e-Gov

マイナポータル等との
情報連携

法人税等電子申告の利用率100%へ

「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）

➡電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率
100%に向けた取組の検討を行う。

↳ 電子申告の利用率100%を図るためには、納付者の利便性を向上させることが肝要。納付者が国税と地方税について、同時（ワンスオンリー）かつ簡便に手続きできるようにすべき

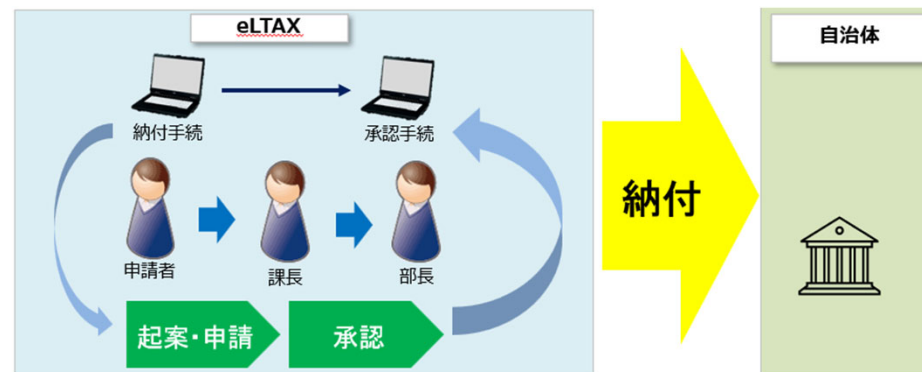
e-Tax
財務省
(国税庁)



eLTAX
総務省

eLTAXの利便性向上

(複数人の承認を必要とするワークフローシステムの導入)



6. 日本マルチペイメントネットワーク 推進協議会の取組み

6. 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の取組み ～推進活動

1. 多面的なアプローチによるキャッシュレス納付推進

➤ 地域に根差した活動への参画

- 百十四銀行との連携による香川県のキャッシュレス納付推進
- 百十四銀行との連携取組みの横展開（将来的には好事例として他エリアへの横展開を想定）
- 機動力を生かした個別活動

➤ JAMPA広報活動の更なる強化

- 税理士向けダイレクト納付利用促進チラシデータ配布（日本税理士会連合会との連携）
- HPでの法人向けコンテンツ充実化（源泉所得税、e-Tax・eLTAX、各種地方税）

2. キャッシュレス納付環境の現状課題解決

➤ ダイレクト納付の口座登録

- これまでも議論されているとおり、ダイレクト納付の三者契約においては「紙による手続き」・「ダイレクト納付開始までのタイムラグ」などが課題となっている。
- 「法人Web口振」、「ペイジー口座振替受付サービスの法人対応」など、金融機関（法人向けサービス）が追いついていない部分はあるが、継続的な検討を行っていきたい。

➤ 納税ピーク日における処理遅延

- ダイレクト納付における期日指定方式においては年々利用件数が大きく増加しており、システム上の処理が追いつかず、規定上の送信完了である「納付日当日の午前9時まで」を超える状況がしばしば発生している。
- 当会および日本マルチペイメントネットワーク運営機構では、こうした状況を鑑み、規定の見直しや課題解決に向けた議論を進めていきたい。